# 第2期 沼津市子ども・子育て支援事業計画

令和2年3月 (令和5年3月 一部改訂)

沼津市

# ● 目 次 ●

第1章	計画策定にあたって	1
1	計画の趣旨	1
2	計画の性格	2
3	計画の期間	2
第2章	沼津市の子ども・子育てを取り巻く環境	3
第 1 餌	統計にみる沼津市の現状	3
1	人口・世帯の推移	3
2	人口動態の状況	6
3	就労状況	9
4	教育・保育施設等の状況	10
第2節	う 子ども・子育て支援事業の実施状況	15
1	認定区分ごとの教育・保育事業の状況	15
2	地域子ども・子育て支援事業	17
第3餌	う アンケート調査結果の概要	22
1	調査の概要	22
2	調査結果の概要	
	5 子育て支援施策の実施状況	
第3章	計画の基本的な考え方	
第1節		
第2節		
第3節	— 1,1-1,1	
第4節		
	う 教育・保育提供区域の設定	
	基本計画	
	5向1 乳幼児が安心して教育・保育を受ける環境の充実へ	
施策		
	5向2 子どもの育ちを支え、若者が安心して成長できる社会へ	39
施策		20
1.1 6	(家庭や地域の教育力向上)	
施策		
施第		
施策		
施策		
2011	₹6	ŧδ

	施策	<ul><li>7 社会生活に必要なことを学ぶ機会の提供</li></ul>	43
基	本方	ī向3 いじめや虐待のない社会へ	44
	施策	1 子どもが安心して生活できる社会づくり	44
基	本方	ī向4 妊娠、出産、子育ての希望が実現できる社会へ	45
	施策		45
	施策	2 子どもの健康と安全を守り、安心して医療にかかれるように	47
	施策	3 特に支援が必要な子どもが健やかに育つように	48
基	本方	i向5 多様な子育てネットワークで安心できる地域社会へ	50
	施策	₹1 子育て支援の拠点やネットワークの充実が図られるように	50
	施策	2 子どもが住まいやまちの中で安全・安心に暮らせるように	50
	施策	3 広域連携における子育て支援	51
基	本方	「向6 男性も女性も仕事と生活が調和する社会へ	
		(ワーク・ライフ・バランス)	52
	施策	(1) 働き方の見直し(働く場所の確保)	52
	施策	E2 仕事と家庭が両立できる環境の実現	52
	施策	(3) 安心して外出できる環境の充実	53
第5	章	子ども・子育て支援事業計画	54
第	1節	5 子ども・子育て支援事業の概要	54
	1	子ども・子育て支援制度の概要	54
		給付を受ける子どもの認定区分	
第	2 節	5 子どもの推計人口	55
		未就学児(0~5歳)	
		小学生(6~11 歳)	
第		5 教育・保育施設の量の見込み・確保の方策	
		幼児教育	
		保育	
第	4 節		
		放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)	
		延長保育事業(保育所等)	
		一時預かり事業	
		地域子育て支援拠点事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
		病児・病後児保育事業	
		子育て短期支援事業(ショートステイ)	
		利用者支援事業	
	8	ファミリー・サポート・センター事業 (就学児)	
	9	乳児家庭全戸訪問事業	86

	10	養育支援訪問事業	86
	11	妊婦健康診査	87
	12	子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業	87
	13	実費徴収に係る補足給付を行う事業	87
	14	多様な事業者の参入促進・能力活用事業	87
Š	第5節	5 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の充実に向けて	88
	1	教育・保育の一体的提供及び推進体制の確保	88
	2	子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保について	89
第	6章	計画の推進体制	90
	1	子育てを市や地域全体で支える視点と役割	90
	2	計画の進捗状況の評価	91
資料	料編		92
J	用語解	器説	92

## 第1章 計画策定にあたって

## 1 計画の趣旨

我が国の総人口は、平成 20 年の 1 億 2,808 万人をピークとして減少の局面に入り、平成 30 年には 1 億 2,644 万人まで減少しています。特に年少人口(0~14歳)においては総人口の 12.2%にまで落ち込んでいます。

また、合計特殊出生率では、平成 17 年に 1.26 と最低値を記録した後、平成 29 年には 1.43 まで持ち直しました。

しかしながら、出生者数では、平成 29 年には 946, 065 人と過去最低の出生者数となっています。

国では、少子化に歯止めをかけるため、平成 15 年に「次世代育成支援対策推進法」及び地域における子育で支援の強化を図るための「児童福祉法の一部を改正する法律」を制定して全国の市町村に子育で支援のための計画策定を義務付けたほか、平成 24 年 8 月には「子ども・子育で支援法」、「認定こども園法の一部を改正する法律」、「子ども・子育で支援法及び認定こども園法の一部改正法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」、いわゆる「子ども・子育で関連3法」を整備し、平成 27 年度を初年度とする「市町村子ども・子育で支援事業計画」が始まりました。

その後、子育て世代の貧困や所得格差の拡大、児童虐待が深刻化するなど、多くの問題が表面化するとともに、少子化対策に歯止めをかけるべく、国では、幼児の教育・保育の無償化を柱とした「子ども・子育て支援法」の改正案が令和元年5月10日に可決・成立しました。

また、令和元年6月12日には「子どもの貧困対策の推進に関する法律」の改正案、令和元年6月19日には児童虐待防止対策の強化を図るため「児童福祉法」等の改正案が可決・成立し、関連施策の強化が進められています。

本市においては、平成 16 年度に「沼津市次世代育成支援行動計画(前期計画)」を、 平成 21 年度には「沼津市次世代育成支援行動計画(後期計画)」を策定し、子どもの成 長と子育てを社会全体で支援し、健やかで心豊かな子どもを育むための環境整備に取り 組んできました。

さらに、平成 26 年度には第 1 期の「沼津市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、 多様化する子育て事情に対応する環境づくりを進めるとともに、中間期にあたる平成 29 年度には数値目標の見直しを行いました。

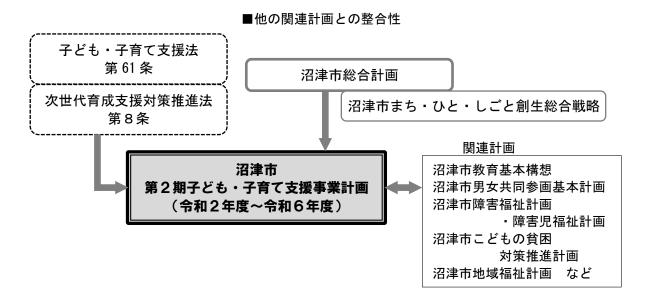
第1期の「沼津市子ども・子育て支援事業計画」は平成31年度(令和元年度)を最終年度としていることから、新たに「第2期 沼津市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、市の現状やニーズに即した子育て関連施策を推進していきます。

## 2 計画の性格

本計画は、子ども・子育て支援法第 61 条第 1 項に基づく「子ども・子育て支援事業計画」として策定するものです。

また、次世代育成支援対策推進法第8条に基づく「市町村行動計画」としての性格 も併せ持ちます。

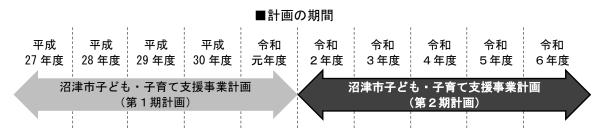
なお、計画策定にあたっては、「沼津市総合計画」や「沼津市まち・ひと・しごと創生総合戦略」、「沼津市男女共同参画基本計画」、「沼津市障害福祉計画及び沼津市障害児福祉計画」その他関連計画との整合性を図りながら策定しています。



## 3 計画の期間

子ども・子育て支援法では、市町村子ども・子育て支援事業計画について、同法の施 行の日から5年を1期として作成することが定められています。

当初計画が平成 27 年度から平成 31 年度(令和元年度)までであったことから、本計画は令和 2 年度から令和 6 年度までの 5 年間とします。なお、実施状況は、毎年度評価・検証を行い、計画中間年度の令和 4 年度を目途に中間見直しを行うものとします。



## 第2章 沼津市の子ども・子育てを取り巻く環境

## 第1節 統計にみる沼津市の現状

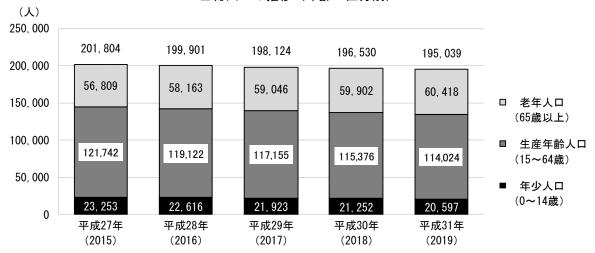
## 1 人口・世帯の推移

#### (1)総人口の推移

本市の平成31年(2019) 4月1日における総人口は195,039人となっています。総人口は減少傾向が続いており、平成27年(2015)から平成31年(2019)までの5年間で、6.765人減少しています。

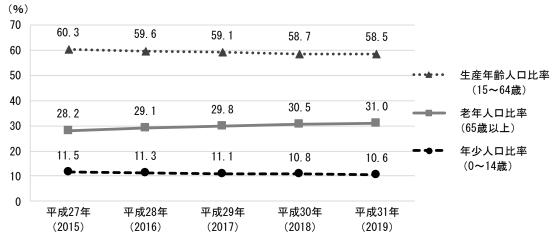
また、年齢3区分別で比較してみると、年少人口が2,656人、生産年齢人口が7,718人とそれぞれ減少しているなか、老年人口は3,609人増加しており、少子高齢化が進行している状態です。

## ■総人口の推移(年齢3区分別)



資料:沼津市住民基本台帳(各年4月1日)

## ■総人口における年齢3区分比率の推移

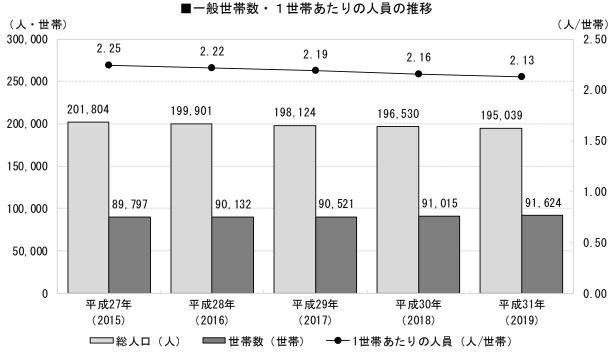


資料:沼津市住民基本台帳(各年4月1日)

#### (2)世帯数の推移

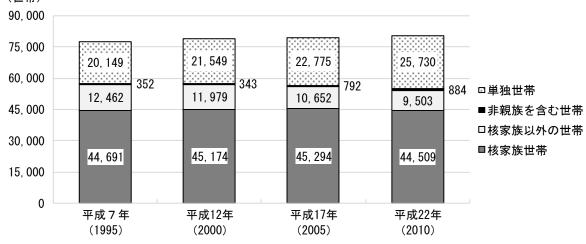
本市の世帯数は平成31年(2019)4月1日には91,624世帯となっています。総人口が減少している中で世帯数は微増傾向であり、1世帯あたりの人員は減少傾向となっています。

また、国勢調査による家族類型別世帯数の推移をみると、平成12年(2000)から平成27年(2015)までの15年間で単独世帯が5,581世帯増加しています。核家族世帯の内訳としては「夫婦と子どもの世帯」が減少する一方で、夫婦のみの世帯、「女親と子どもの世帯」等のひとり親世帯の割合が上昇しており、世帯の細分化が進んでいます。



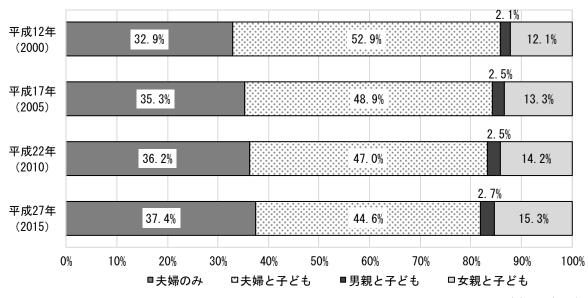
資料:沼津市住民基本台帳(各年4月1日)

## ■家族類型別世帯数の推移 (世帯)



資料:国勢調査

## ■核家族世帯の内訳の推移



資料:国勢調査

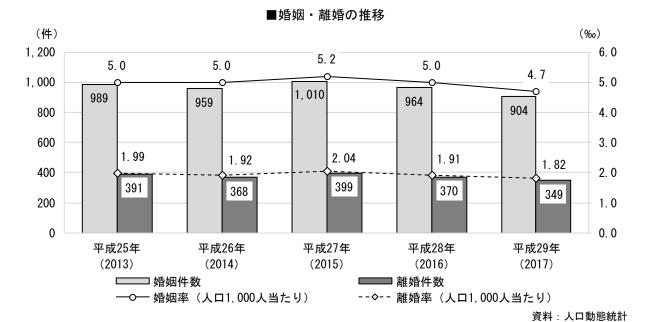
## 2 人口動態の状況

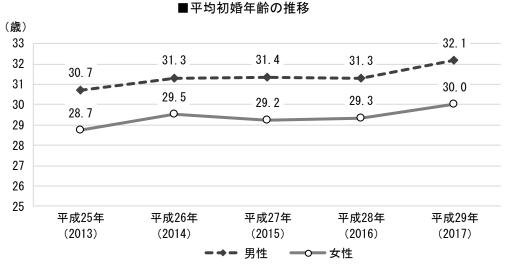
#### (1)婚姻・離婚件数の推移

本市の平成 29 年 (2017) 12 月 31 日における婚姻件数は 904 件、離婚件数は 349 件となっています。婚姻・離婚ともに年ごとにばらつきはあるものの平成 27 年 (2015) 以降は減少が続いており、平成 25 年 (2013) から平成 29 年 (2017) までの 5 年間で、婚姻件数は 85 件、離婚件数は 42 件減少しています。

平均初婚年齢の推移をみると、平成 27 年 (2015) から平成 29 年 (2017) までの 5 年間で、男性では 1.4 歳、女性では 1.3 歳上昇しています。

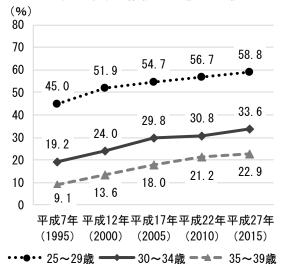
また、国勢調査による 25 歳から 39 歳までの未婚率は、平成 7 年 (1995) から平成 27 年 (2015) までの 20 年間で、未婚率 (25~39 歳合計) が男性は 7.3 ポイント、女性は 11.5 ポイントそれぞれ上昇しています。晩婚化や結婚しない人の数が男女ともに増加傾向にあります。



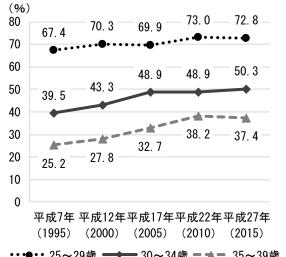


資料:人口動態統計

#### ■女性未婚率の推移(25歳~39歳)



#### ■男性未婚率の推移(25歳~39歳)



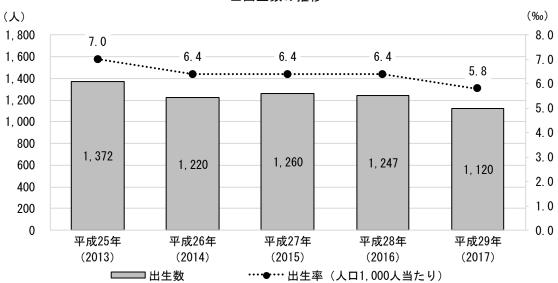
···●·· 25~29歳 → 30~34歳 - ▲ 35~39歳

資料:国勢調査

## (2) 出生数の推移

出生数の推移をみると、年ごとにばらつきはあるものの減少傾向にあり、平成 25 年 (2013) から平成 29年 (2017) までの5年間で252人減少しています。

#### ■出生数の推移

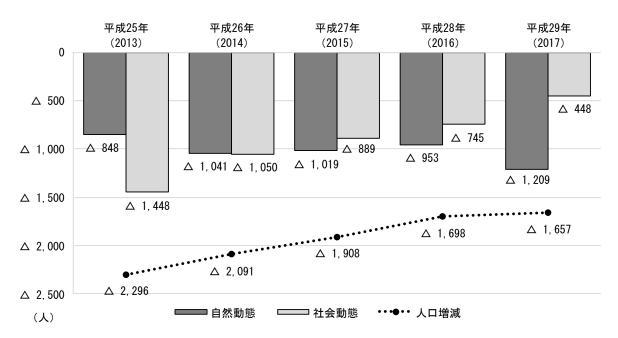


資料:人口動態統計

## (3) 人口動態の推移

本市の人口の動きをみると、自然動態(出生—死亡)、社会動態(転入—転出)ともに減少が続いています。

自然動態と社会動態を合わせた人口動態は、平成29年(2017)で1,657人の減少となっており、社会動態の減少量は縮小傾向にあるものの、減少が続いています。



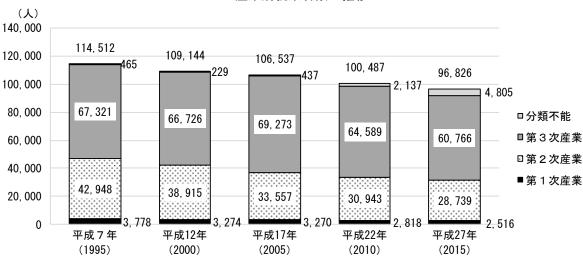
■人口増減(自然動態・社会動態)の推移

資料:住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数調査

## 3 就労状況

## (1) 産業別就業状況

本市の就業者数は、平成7年(1995)以降減少傾向となっています。産業別にみると、 第3次産業の就業者が最も多く、平成27年(2015)では全体の62.8%を占めています。

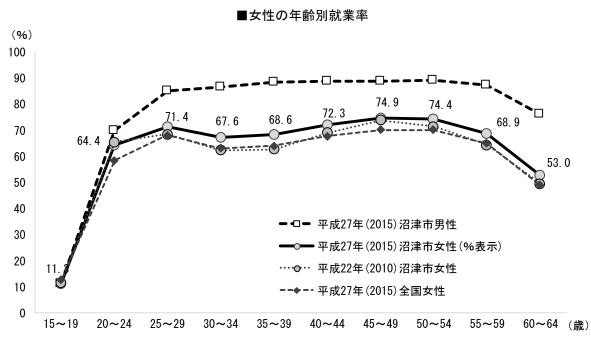


■産業別就業者数の推移

資料:国勢調査

## (2) 女性の年齢別就業率

本市女性の年齢別就業率は、多くの年代で全国平均よりも高い水準となっており、平成 27 年(2015)と平成 22 年(2010)とで比較すると、20 歳代後半から 40 歳代前半までで増加がみられます。結婚・出産期にあたる年代に就業率が一旦低下し、育児が落ち着いた時期に再び上昇する、いわゆる「M字カーブ」は改善傾向にあります。



資料:国勢調査

## 4 教育・保育施設等の状況

## (1) 幼稚園児童数

令和元年(2019) 5月現在、本市の幼稚園は16か所となっており、充足率は56.3%と なっています。

■地区別幼稚園の状況表(令和元年(2019) 5月1日現在) 単位:か所、人、%

	西部地区	中央西地区	中央地区	東部地区	中央南地区	南部地区	計
施設数(か所)	1	1	3	5	4	2	16
定員(人)	280	150	600	1, 225	700	345	3, 300
利用児童数(人)	198	24	369	827	288	151	1, 857
充足率(%)	70. 7	16. 0	61.5	67. 5	41. 1	43. 8	56. 3

資料:沼津市

■幼稚園別児童数(令和元年(2019) 5月1日現在)

単位:人、%

ttc ≅n.		TIP EX	令和元年(2019)					
	施設	地区	定員(人)	入所者数(人)	充足率(%)			
公立	大平幼稚園	中央南	140	37	26. 4			
立	戸田幼稚園	南部	105	5	4.8			
	愛鷹幼稚園	西部	280	198	70. 7			
	加藤学園幼稚園	東部	390	245	62.8			
	耕雲寺幼稚園	東部	270	136	50. 4			
	光長寺幼稚園	東部	195	178	91.3			
	四恩幼稚園	中央	100	36	36.0			
	象山幼稚園	南部	240	146	60.8			
私	第二耕雲寺幼稚園	東部	180	83	46. 1			
立	沼津あすなろ幼稚園	中央	190	93	48.9			
	沼津学園第一幼稚園	中央	310	240	77.4			
	沼津学園第二幼稚園	東部	190	185	97. 4			
	沼津聖マリア幼稚園	中央南	200	72	36.0			
	沼津梅花幼稚園	中央南	180	139	77.2			
	双葉幼稚園	中央南	180	40	22. 2			
	ルンビニ幼稚園	中央西	150	24	16.0			

## (2) 保育所児童数

平成31年(2019) 4月現在、本市の保育所は29か所となっており、充足率は87.1% となっています。

■地区別保育所の状況表(平成31年(2019)4月1日現在) 単位:か所、人、%

	西部地区	中央西地区	中央地区	東部地区	中央南地区	南部地区	計
施設数(か所)	7	3	2	5	7	5	29
定員 (人)	555	300	310	600	540	190	2, 495
利用児童数(人)	483	219	284	560	518	109	2, 173
充足率(%)	87. 0	73. 0	91. 6	93. 3	95. 9	57. 4	87. 1

資料:沼津市

## ■保育所別児童数(平成31年(2019)4月1日現在)

単位:人、%

±6 =0			平成31年(2019)				
	施設	地区	定員(人)	入所者数 (人)	充足率(%)		
	西浦保育所	南部	60	26	43. 3		
	北部保育所	中央	150	147	98.0		
	大平保育所	中央南	60	56	93. 3		
公立	金岡保育所	中央	160	137	85. 6		
	大岡保育所	東部	120	105	87. 5		
	ときわ保育所	中央西	90	40	44. 4		
	戸田保育所	南部	40	14	35.0		
	永明保育園	中央西	90	76	84. 4		
	恵愛保育園	中央南	120	111	92. 5		
	霊山保育園	中央南	60	65	108. 3		
	岳東保育園	東部	150	134	89. 3		
	静浦保育園	南部	30	29	96. 7		
	愛鷹保育園	西部	150	132	88.0		
	かぴらばす保育園	中央南	60	48	80.0		
	青葉保育園	南部	30	14	46. 7		
	天神保育園	西部	60	63	105. 0		
	原町保育園	西部	90	85	94. 4		
私	みくに保育園	西部	60	55	91.7		
立	大泉保育園	西部	45	31	68. 9		
	浮島保育園	西部	60	46	76. 7		
	いずみ保育園	東部	120	124	103. 3		
	かぬき保育園	中央南	60	64	106. 7		
	光長保育園	東部	130	119	91.5		
	まいとりや保育園	西部	90	71	78. 9		
	小百合保育園	中央南	60	65	108. 3		
	多比保育園	南部	30	26	86. 7		
	青空保育園	中央西	120	103	85.8		
	しんあい保育園	中央南	120	109	90.8		
	丘の上保育園	東部	80	78	97. 5		

資料:沼津市

## (3)認定こども園児童数

平成 31 年 (2019) 4月現在、本市の認定こども園は8か所となっており、充足率は 77.6%となっています。

■地区別認定こども園の状況表(平成31年(2019)4月1日現在) 単位:か所、人、%

	西部地区	中央西地区	中央地区	東部地区	中央南地区	南部地区	計
施設数(か所)	5	3	0	0	0	0	8
定員(人)	603	493	0	0	0	0	1, 096
利用児童数(人)	523	328	0	0	0	0	851
充足率(%)	86. 7	66. 5	_	_	_	_	77. 6

資料:沼津市

■認定こども園別児童数(平成31年(2019)4月1日現在)

単位:人、%

+ <del>/-</del> =n.		11k ( <del></del>		平成31年(2019)	
	施設	地区	定員(人)	入所者数(人)	充足率(%)
	認定こども園 しょうえい幼稚園	西部	132	127	96. 2
幼保	認定こども園 片浜桜	中央西	210	144	68. 6
幼保連携型	認定こども園 中央幼稚園	中央西	172	135	78. 5
	認定こども園 杉浦学園	西部	235	232	98. 7
	認定こども園 原町幼稚園	西部	120	87	72. 5
幼	認定こども園 こずわ幼稚園	中央西	111	49	44. 1
幼 稚 園 型	認定こども園 春の木幼稚園	西部	90	68	75. 6
	認定こども園 プラドバイリン ガル幼稚園	西部	26	9	34. 6

資料:沼津市

#### (4)地域型保育事業児童数

平成31年(2019)4月現在、本市の地域型保育事業は4か所で実施されており、充足率は72.1%となっています。

■地区別地域型保育事業の状況表(平成31年(2019)4月1日現在) 単位:か所、人、%

	西部地区	中央西地区	中央地区	東部地区	中央南地区	南部地区	計
施設数(か所)	0	0	2	2	0	0	4
定員 (人)	0	0	38	28	0	0	66
利用児童数(人)	0	0	28	21	0	0	49
充足率(%)	-	_	73. 7	75. 0	-	-	74. 2

■地域型保育事業別児童数(平成31年(2019)4月1日現在)

単位:人、%

	46-50. ULG		平成 31 年(2019)			
施設		地区	定員(人)	入所者数(人)	充足率(%)	
小	ぽんぽんの森	中央	19	15	78. 9	
規模	アドバン ぺんぎん保育園	中央	19	13	68. 4	
保育	イロドリぬまづ 保育園	東部	12	8	66. 7	
A 型	保育所グローア ップ大岡園	東部	18	13	72. 2	

資料:沼津市

## (5) 小学生児童数の推移

小学生児童数の推移をみると、平成 27 年度 (2015) から平成 30 年度 (2018) までの間に 724 人減少しています。

■小学校別児童数の推移(各年度5月1日現在)

単位:か所、人、%

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
	(2015)	(2016)	(2017)	(2018)
学校数(か所)	25	25	25	25
学級数(学級)	362	363	361	359
児童数(人)	9, 857	9, 612	9, 397	9, 133

## (6) 放課後児童クラブ登録児童数の推移

放課後児童クラブ登録児童数の推移をみると、平成 27 年度 (2015) から平成 30 年度 (2018) までの間に市内 22 の小学校区で開設されているクラブのうち 12 小学校区では 増加しており、全体では 189 人の増加となっています。

■放課後児童クラブ登録児童数の推移(各年度5月1日現在)

単位:人

■ 水味を児里グラブ登録児里剱の推移	(合年度5月)	口况112/		里位:人
設置か所	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
改直が別	(2015)	(2016)	(2017)	(2018)
第一小学校	40	40	40	35
第二小学校	25	19	17	15
第三小学校	36	41	36	37
第四小学校	76	80	75	77
第五小学校	39	38	52	67
香貫小学校	71	68	77	80
開北小学校	41	40	44	60
大岡小学校	38	24	37	37
大岡南小学校	41	44	50	69
金岡小学校	81	80	117	116
門池小学校	81	80	118	120
沢田小学校	34	34	40	40
愛鷹小学校	77	78	81	102
今沢小学校	22	18	31	20
片浜小学校	28	34	34	36
浮島小学校	25	25	25	28
原小学校	90	87	85	90
原東小学校	38	36	39	34
大平小学校	12	11	19	26
静浦小中一貫学校	19	25	18	17
内浦小学校	6	3	4	5
西浦小学校	15	15	18	13
<b>슴</b> 핡	935	920	1, 057	1, 124

## 第2節 子ども・子育て支援事業の実施状況

## 1 認定区分ごとの教育・保育事業の状況

## (1) 1号認定(幼稚園・認定こども園(教育部))

幼稚園・認定こども園(教育部)の利用者数は、各年度とも定員を 1,700 人以上下回って推移しています。

■1号認定の推移(幼稚園・認定こども園(教育部))

単位:人

_	1 - 1			
巨八	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
区分	(2015)	(2016)	(2017)	(2018)
定員	4, 586	4, 506	4, 261	4, 139
計画値 1号認定	4, 696	4, 476	4, 244	4, 154
実績値	2, 973	2, 802	2, 606	2, 438
計画値-実績値	1, 723	1, 674	1, 638	1, 716
定員一実績値	1, 613	1, 704	1, 655	1, 701

資料: 沼津市

## (2) 2号認定(保育所・認定こども園(保育部))

保育所・認定こども園(保育部)の利用者数は、各年度とも定員を 100 人以上下回って推移しており、定員と実績値との差は、直近の平成 30 年度(2018)で 198 人となっています。

■2号認定の推移(保育所・認定こども園(保育部))

単位:人

<b>ロ</b> ハ		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
	区分	(2015)	(2016)	(2017)	(2018)
定員		1, 733	1, 701	1, 776	1, 794
	保育所	1, 688	1, 596	1, 605	1, 530
	認定こども園	45	105	171	264
	認可外保育施設	0	0	0	0
計画値	2号認定	1, 733	1, 953	2, 185	2, 275
実績値		1, 556	1, 596	1, 589	1, 596
計画値一実績値		177	357	596	679
定員一実	積値	177	105	187	198

## (3) 3号認定(保育所・認定こども園・地域型保育)(0歳児)

保育所・認定こども園・地域型保育のO歳児の利用者数は、各年度とも定員を 100 人以上下回って推移しており、定員と実績値との差は、直近の平成 30 年度 (2018) で 135 人となっています。

■3号認定の推移(保育所・認定こども園・地域型保育)(0歳児)

単位:人

ΕΛ		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
	区分	(2015)	(2016)	(2017)	(2018)
定員		265	266	265	277
	保育所	259	245	242	235
	認定こども園	6	15	17	27
	地域型保育	0	6	6	15
計画値	3号認定	277	277	316	381
実績値		126	155	180	142
計画値-実績値		151	122	136	239
定員一実績		139	111	85	135

資料: 沼津市

## (4) 3号認定(保育所・認定こども園・地域型保育)(1・2歳児)

保育所・認定こども園・地域型保育の1・2歳児利用者数は、各年度とも定員を80人以上上回って推移しています。

■3号認定の推移(保育所・認定こども園・地域型保育)(1・2歳児)単位:人

				2 内央フレ/	+ 位・八
	E.A.		平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
	区分	(2015)	(2016)	(2017)	(2018)
定員		817	842	865	899
	保育所	793	784	778	740
	認定こども園	24	45	74	124
	地域型保育	0	13	13	35
計画値	3号認定	841	841	865	895
実績値		942	941	1, 000	979
計画値-実績値		△ 101	△ 100	△ 135	△ 84
定員一実		△ 125	△ 99	△ 135	△ 80

## 2 地域子ども・子育て支援事業

## (1) 放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)

年間利用者数は、増加傾向にあり、低学年については計画値を上回って推移しています。

■放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)の計画値及び実績値

単位:人

	7 7 (73X H) ( ) X			* IF * II	
区分		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
<b>ム</b> カ		(2015)	(2016)	(2017)	(2018)
計画値		1, 368	1, 323	1, 281	1, 230
	低学年	875	840	813	767
	高学年	493	483	468	463
実績値		981	995	1, 114	1, 176
	低学年	961	965	1, 020	1, 044
	高学年	20	30	94	132
計画値-実績値		387	328	167	54
	低学年	△ 86	△ 125	△ 207	△ 277
	高学年	473	453	374	331

資料: 沼津市

## (2)延長保育事業

年間利用者数は、計画値を400~600人程上回って推移しています。

■延長保育の計画値及び実績値

単位:人、か所

区分		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
(上)		(2015)	(2016)	(2017)	(2018)
計画値	人	712	696	685	679
rh /# /#	人	1, 301	1, 109	1, 176	1, 155
実績値	か所	28	29	30	31
計画値-実績値	人	△ 589	△ 413	△ 491	△ 476

## (3) 一時預かり事業

一時預かり事業(幼稚園預かり保育)の利用人日は、計画値を大きく下回って推移しています。

実施か所数は、増加傾向にあり、直近の平成30年度(2018)では6か所で実施しています。

■一時預かり事業(幼稚園預かり保育)の計画値及び実績値

単位:人日、か所

巨八		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
区分		(2015)	(2016)	(2017)	(2018)
計画値(人日)		151, 214	143, 706	141, 414	140, 992
	1 号認定	21, 748	20, 668	20, 338	20, 278
	2号認定	129, 466	123, 038	121, 076	120, 714
中结片	人日	1, 508	1, 727	3, 314	7, 607
実績値	か所	1	2	3	6
計画値一実績値	人日	149, 706	141, 979	138, 100	133, 385

資料:沼津市

一時預かり事業(幼稚園預かり以外)の利用人日は、計画値を大きく下回って推移しています。

実施か所数は、減少傾向にあり、直近の平成30年度(2018)では23か所で実施しています。

■一時預かり事業(幼稚園預かり以外)の計画値及び実績値

単位:人日、か所

ロハ コード・ロー・ロー・ロー・ロー・ロー・ロー・ロー・ロー・ロー・ロー・ロー・ロー・ロー・		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
区分		(2015)	(2016)	(2017)	(2018)
計画値	人日	28, 955	28, 364	27, 919	27, 648
実績値(人日)		7, 723	5, 820	5, 746	4, 007
	一時預かり事業	7, 405	5, 632	5, 642	3, 891
	一時保育事業	318	188	104	116
実績値(か所)		29	29	25	23
	一時預かり事業	23	23	21	19
	一時保育事業	6	6	4	4
計画値一実績値	人日	21, 232	22, 544	22, 173	23, 641

## (4) 地域子育て支援拠点事業

利用者数は、計画値を下回って推移しています。なお、平成29年度までは増加傾向が続いていましたが、直近の平成30年度(2018)では前年度より6,296人減少しています。 実施か所数は、平成27年度以降は10か所で推移しています。

■地域子育て支援拠点事業の計画値及び実績値

単位:人日、か所

区分		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
		(2015)	(2016)	(2017)	(2018)
計画値 人日		149, 328	150, 396	148, 116	145, 824
中华法	か所	10	10	10	10
実績値	人日	89, 982	92, 622	92, 730	86, 434
計画値一実績値	人日	59, 346	57, 774	55, 386	59, 390

資料: 沼津市

## (5) 病児・病後児保育事業

利用人日は、各年度とも計画値を 6,500 人以上下回って推移しています。 実施か所数は、平成 28 年度(2016)以降 4 か所となっています。

■病児・病後児保育事業の計画値及び実績値

単位:人日、か所

豆八		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
区分		(2015)	(2016)	(2017)	(2018)
計画値	人日	7, 789	7, 584	7, 392	7, 217
実績値(人日)		<b>※</b> 51	697	617	656
	病児対応型	0	160	155	260
	病後児対応型	51	63	81	70
	体調不良児対応型	※データなし	474	381	326
実績値(か所)		3	4	4	4
	病児対応型	0	1	1	1
	病後児対応型	1	1	1	1
	体調不良児対応型	2	2	2	2
計画値一実績値	人日	<b>※</b> 7, 738	6, 887	6, 775	6, 561

資料: 沼津市

※病児対応型、病後児対応型のみの合計

## (6) 子育て短期支援事業 (ショートステイ)

年間利用数は、増加傾向にあるものの、各年度とも計画値を 160 人以上下回って推移 しています。平成 28 年度 (2016) より実施がされ、平成 29 年度 (2017) 以降は実施か 所数は、2か所となっています。

■子育て短期支援事業(ショートステイ)の計画値及び実績値

単位:人、か所

区分		平成 27 年度 (2015)	平成 28 年度 (2016)	平成 29 年度 (2017)	平成 30 年度 (2018)
計画値 人		238	231	224	217
中华法	人	0	6	63	22
実績値	か所	0	1	2	2
計画値-実績値	人	238	225	161	195

資料: 沼津市

## (7) 利用者支援事業

実施か所数は、計画値を下回って推移しています。平成28年度(2016)より母子保健型での実施が始まっています。

■利用者支援事業の計画値及び実績値

単位:か所

区分		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
区方		(2015)	(2016)	(2017)	(2018)
計画値	か所	1	2	3	3
実績値(か所)		0	1	3	3
	基本型・特定型	0	0	2	2
	母子保健型	0	1	1	1
計画値-実績値	か所	1	1	0	0

資料:沼津市

## (8) 子育て援助活動支援事業 (ファミリー・サポート・センター事業 就学児)

契約件数は、減少傾向にあるものの、直近の平成 30 年度 (2018) で計画値を 65 人上 回っています。

■子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業 就学児)の計画値及び実績値

単位:人日、人、件

区分		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	
		(2015)	(2016)	(2017)	(2018)	
計画値	(契約件数)	人日	1, 342	1, 316	1, 276	1, 262
実績値	依頼会員	人	510	546	580	609
	提供会員	人	125	129	135	156
	両方会員	人	62	64	62	42
	契約件数	件	2, 216	1, 436	1, 403	1, 327
計画値一実績値 件		△ 874	△ 120	△ 127	△ 65	

資料: 沼津市

## (9) 乳児家庭全戸訪問事業

年間訪問者数は出生数の減少に伴い、減少傾向にあり、各年度とも計画値を下回って 推移しています。

#### ■乳児家庭全戸訪問事業の計画値及び実績値

単位:人

区分		平成 27 年度 (2015)	平成 28 年度 (2016)	平成 29 年度 (2017)	平成 30 年度 (2018)	
計画値	人	1, 312	1, 278	1, 250	1, 250	
実績値	人	1, 280	1, 241	1, 123	1, 060	
計画値-実績値	人	32	37	127	190	

資料:沼津市

## (10) 養育支援訪問事業

年間訪問数は、増加傾向にあるものの、計画値を下回って推移しています。直近の平成30年度(2018)では、計画値を33人下回っています。

#### ■養育支援訪問事業の計画値及び実績値

単位:人

区分		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
		(2015)	(2016)	(2017)	(2018)
計画値	人	680	592	599	606
実績値	人	506	562	520	573
計画値-実績値	人	174	30	79	33

資料: 沼津市

#### (11) 妊婦健康診査

年間受診者数は、減少傾向にあり、計画値を下回って推移しています。直近の平成30年度(2018)では、計画値を3,226人下回っています。

■妊婦健康診査の計画値及び実績値

単位:人回

区分		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	
		(2015)	(2016)	(2017)	(2018)	
計画値	人回	18, 116	17, 724	16, 786	16, 548	
実績値	人回	15, 708	14, 718	13, 694	13, 322	
計画値一実績値	人回	2, 408	3, 006	3, 092	3, 226	

## 第3節 アンケート調査結果の概要

子ども・子育て支援事業のニーズ量の把握、子育て支援施策の動向把握のため、次の とおり、「子育て支援に関するアンケート調査」を実施しました。

## 1 調査の概要

## (1)調査の目的

本計画の策定にあたり、子育て支援に関するサービスの利用状況や今後の利用希望等を把握することを目的とするものです。

## (2)調査対象

就学前児童保護者:沼津市在住のO歳~5歳までの子どもの保護者を無作為抽出 就学児童保護者:沼津市在住の小学生の保護者を無作為抽出

## (3)調査期間

平成31年(2019) 2月15日から平成31年(2019) 2月28日

## (4)調査方法

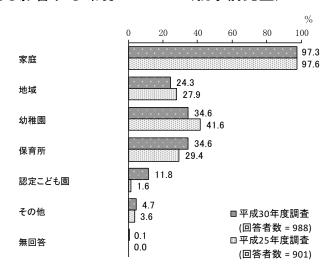
郵送による配布・回収

## (5)回収状況

	配布数	有効回答数	有効回答率
就学前児童保護者	1,800 通	988 通	54.9%
就学児童保護者	1,800 通	1,066 通	59. 2%

## 2 調査結果の概要

## (1)子育てに最も影響する環境について (就学前児童)

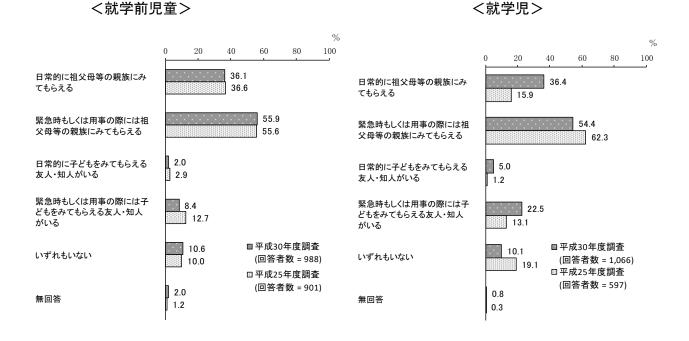


子育てに最も影響する環境について、「家庭」の割合が 97.3%と最も高く、次いで「幼稚園」、「保育所」の割合が 34.6%となっています。

平成 25 年度調査と比較すると、「家庭」の割合は変化がなく、「保育所」「認定こども園」の割合が増加しています。その一方で、「幼稚園」、「地域」の割合が減少しています。

保育事業に対して、これまで以上の期待が寄せられていることから、保育所環境の整備や保育内容の充実、保育士の確保等が必要と考えられます。

#### (2) 日頃、子どもの面倒をみてくれる親族・知人について(就学前児童、就学児)



日頃、子どもの面倒をみてくれる親族・知人について、就学前児童、就学児ともに以 下のとおり回答を得ています。

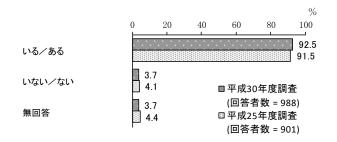
未就学児については、「緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族にみてもらえる」の割合が55.9%と最も高く、次いで「日常的に祖父母等の親族にみてもらえる」の割合が36.1%、「いずれもいない」の割合が10.6%となっています。

平成25年度調査と比較すると、大きな変化はみられません。

就学児については、「緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族にみてもらえる」の割合が54.4%と最も高く、次いで「日常的に祖父母等の親族にみてもらえる」の割合が36.4%、「緊急時もしくは用事の際には子どもをみてもらえる友人・知人がいる」の割合が22.5%となっています。

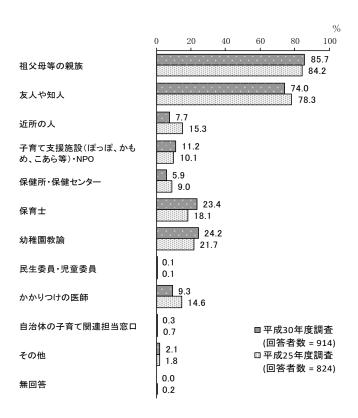
平成25年度調査と比較すると、「日常的に祖父母等の親族にみてもらえる」「緊急時もしくは用事の際には子どもをみてもらえる友人・知人がいる」の割合が増加しています。一方、「緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族にみてもらえる」「いずれもいない」の割合が減少しています。

## (3) 身近な相談相手について (就学前児童)



身近な相談相手の有無について、「いる/ある」の割合が 92.5%、「いない/ない」 の割合が 3.7%となっています。

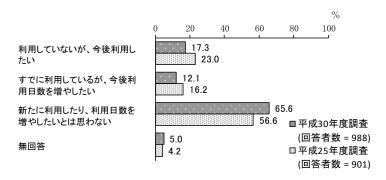
平成25年度調査と比較すると、大きな変化はみられません。



「いる/ある」の回答者のうち、相談先・相談相手を尋ねると、「祖父母等の親族」の割合が 85.7%と最も高く、次いで「友人や知人」の割合が 74.0%、「幼稚園教諭」の割合が 24.2%となっています。

平成 25 年度調査と比較すると、「保育士」の割合が増加しています。一方、「近所の人」「かかりつけの医師」の割合が減少しています。

#### (4)地域子育て支援拠点事業の利用意向について(就学前児童)



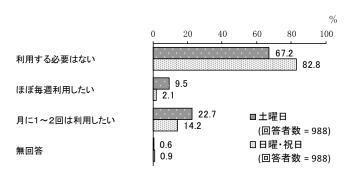
地域子育て支援拠点事業(ぽっぽ、かもめ、こあら、へだっこ、ふれあい交流室等)の 今後の利用意向について、「新たに利用したり、利用日数を増やしたいとは思わない」 の割合が 65.6%と最も高く、次いで「利用していないが、今後利用したい」の割合が 17.3%、「すでに利用しているが、今後利用日数を増やしたい」の割合が 12.1%となっています。

平成25年度調査と比較すると、「新たに利用したり、利用日数を増やしたいとは思わ

ない」の割合が増加しています。一方、「利用していないが、今後利用したい」の割合が減少しています。

本事業が浸透し、利用希望者の多くは既に事業を利用しており、新たな利用希望者は以前と比べて減少しています。今後は、活動の拠点となる地域子育て支援センターの環境向上や事業内容の充実が必要と考えられます。

## (5) 土曜・日曜・祝日の定期的な教育・保育の利用希望について (就学前児童)

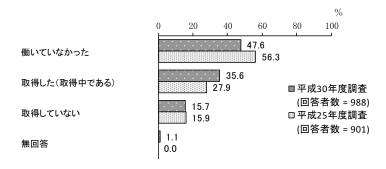


土曜日では、「利用する必要はない」の割合が 67.2%と最も高く、次いで「月に1~2回は利用したい」の割合が 22.7%となっています。

日曜・祝日では、「利用する必要はない」の割合が82.8%と最も高く、次いで「月に1~2回は利用したい」の割合が14.2%となっています。

## (6) 育児休業の取得状況について(就学前児童)

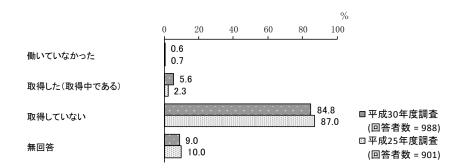
ア 母親の取得状況



母親の取得状況について、「働いていなかった」の割合が 47.6%と最も高く、次いで「取得した(取得中である)」の割合が 35.6%、「取得していない」の割合が 15.7%となっています。

平成 25 年度調査と比較すると、「取得した(取得中である)」の割合が増加しています。一方、「働いていなかった」の割合が減少しています。

#### イ 父親の取得状況

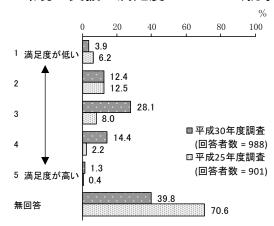


父親の取得状況について、「取得していない」の割合が 84.8%と最も高くなっています。

平成25年度調査と比較すると、「取得した(取得中である)」の割合が若干増加しています。

母親では育児休業の取得が浸透していますが、父親の取得は進んでいないとみられます。今後は、男女問わず育児休業の積極的な取得を勧奨し、ワーク・ライフ・バランスの 実現に向けた取り組みに努める必要があります。

## (7) 沼津市の子育てへの環境・支援の満足度について (就学前児童)

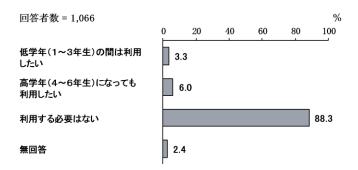


満足度を5段階で評価していただくと、「3」の割合が28.1%と最も高く、次いで「4」の割合が14.4%、「2」の割合が12.4%となっています。

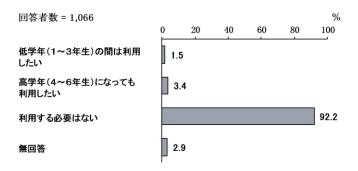
平成 25 年度調査と比較すると、「3」「4」の割合が増加しています。なお、「無回答」の割合が大幅に減少したため、市の子育て支援施策に一定の関心を持つ保護者が増えた可能性が考えられます。

今後は、子育て支援施策への関心を高めるとともに、満足度をより一層高められるよう、保護者のニーズや社会情勢を常に捉え、地域の現状や時代の変化に対応した施策の 検討が必要です。

#### (8) 土曜・日曜・祝日の放課後児童クラブの利用意向について



土曜日の利用意向は、「利用する必要はない」の割合が 88.3%と最も高くなっています。



日曜・祝日の利用意向は、「利用する必要はない」の割合が92.2%と最も高くなっています。

## 第4節 子育て支援施策の実施状況

次世代育成支援対策推進法第8条に基づく「市町村行動計画」に該当する、子育て支援施策(基本計画)に該当する事業は全113事業あり、その実施状況について、以下のとおり自己評価を行いました。

実施状況に応じて、「A 計画どおり実施している」、「B 計画どおりではないが、 実施している」、「C 実施していない」の3段階で評価しています。

表には、各施策の3段階評価に該当する施策数を記述しています。

施策・事業		該当事業数			
		評	評		
心水。事未	価	価	価		
	Α	В	С		
基本方向 1 乳幼児が安心して教育・保育を受ける環境が整う施設サービスの充実 					
施策1 誰もが必要とする教育、保育サービスが受けられる場所の確保	2	14	5		
基本方向2 子どもの育ちを支え、若者が安心して成長できる社会へ					
施策1 子どもを社会全体で支えると共に、平等な教育機会の確保を行う (家庭や地域の教育力向上)	1	9	0		
施策2 子どもの地域での居場所づくり	2	6	0		
施策3 子どもの生きる力の育成に向けた学校教育環境の充実	3	0	0		
施策4 次代の親教育の推進(思春期保健・健全育成等)	0	2	0		
施策 5 青少年の健全な心と身体の育成	7	1	0		
施策6 意欲を持って就業と自立に向ける社会をつくる	2	0	0		
施策7 社会生活に必要なことを学ぶ機会の提供	1	0	0		
基本方向3 いじめや虐待のない社会の形成へ					
施策1 子どもが安心して生活できる社会づくり	8	0	0		
基本方向4 妊娠、出産、子育ての希望が実現できる社会へ					
施策1 安心して妊娠・出産できるように	3	6	0		
施策2 子どもの健康と安全を守り、安心して医療にかかれるように	8	1	0		
施策3 特に支援が必要な子どもが健やかに育つように	10	5	0		
基本方向5 多様なネットワークで子育ての力のある地域社会へ					
施策1 子育て支援の拠点やネットワークの充実が図られるように	0	3	0		
施策2 子どもが住まいやまちの中で安全・安心に暮らせるように	4	0	0		
施策3 広域連携における子育で支援	0	0	2		
基本方向6 男性も女性も仕事と生活が調和する社会へ(ワーク・ライフ・バランス	()				
施策1 働き方の見直し(働く場所の確保)	2	0	0		
施策2 仕事と家庭が両立できる職場環境の実現	3	0	0		
施策3 安心して外出できる環境の充実	2	1	0		

なお、「評価C」の項目については、新規事業者の参入がないことにより動きがないもの(基本方向1-基本施策1の5事業)、広域的な取り組みの仕組みづくりに時間を要しているもの(基本方向5-基本施策3の2事業)の2とおりに分類されます。

## 第3章 計画の基本的な考え方

## 第1節 計画の基本理念(基本目標)

これまで第1期の「沼津市子ども・子育て支援事業計画」に基づいて、5年間の子ども・子育て支援事業、子育て支援施策を進めてきました。

この間、子どもや子育て家庭を取り巻く状況や、児童虐待、子どもの貧困など、様々な問題が表面化してきました。以上のことから、計画の基本理念を次のとおり定めることとします。

## 「いきいき暮らせるまち」

子育て支援に取り組んでいくための基本的な考え方は、これまでと同様「子育ての第一義的な責任は家庭にある」という基本原則の上に立ち、一方で、「沼津市の未来を担う大切な子どもたち」を地域社会全体で支え、「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指すことです。すべての子どもたちが笑顔で安心して成長していける社会を構築できるように地域、社会全体で子育て家庭を支えていくことを目指します。

また、行政が子ども・子育て支援を「量」「質」ともに充実させるとともに、家庭、学校、地域、企業等が相互に連携をとり、子育て世代を支えることにより、すべての親が安心して子どもを産み、育てることの喜びを感じとる事ができる「心のゆとり」を持つことで、親子が共に成長していくことができる喜びにつなげていきます。

これらの基本的な考え方を踏まえ、本市の地理的条件の特性である豊かな自然、心温かい地域の人々とのふれあいの中で、安心して子育てができるまちを目指していきます。

## 第2節 基本的視点

本計画の策定はもとより、各種施策の立案・展開、事業の実施においては、これまでどおり次の5つの基本的視点を常に念頭に置き、進めていきます。

## ○子どもの視点

すべての子どもの生命と人権が尊重され、自ら成長し発達する力を最大限に発揮できるよう、子どもの幸せを第一に考えた支援を行います。

児童虐待、貧困など、様々な理由により社会的な保護を必要とする児童を含め、広く「すべての子どもと家庭」への支援をしていきます。

## ○親の視点

すべての親が、心身にゆとりを持って子育てができるよう、子育てをする親の視点に立ち、楽しさとともに負担感、不安感、孤独感を共有し、支え合うことで、子育てを支援 していきます。

#### ○将来親になる世代の視点

若者が、出産・子育てに夢を持つことができ、また、子どもを持ちたい人が安心して産み育てることができるよう、近い将来親になる世代の視点に立ち、環境の整備を進めていきます。

## ○ワーク・ライフ・バランス実現の視点

誰もがやりがいや充実感を感じながら働く一方で、個人が自身の時間を持てる健康で 豊かな生活を送るためには、ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)を実現する ことが求められています。そのため、企業も含めた社会全体のワーク・ライフ・バラン スへの認識を高め、実行していくように働きかけていきます。

## ○社会全体で支える視点

子育ての第一義的な責任は親にあるという前提の上で、「地域の大切な子ども」の成長を、地域社会全体で見守り、支えていくことが求められています。そのため、市民全体の意識の共有を図り、様々な担い手の協働の下に対策を進めていきます。

## 第3節 基本方向

次世代を担う子どもたちが明るく健やかに育つ環境を整備して、社会全体で子育てを 支援するための子ども・子育て支援事業を推進するため、次の6つを基本方向として、 総合的な施策を展開していきます。

## 基本方向 1 乳幼児が安心して教育・保育を受ける環境の充実へ

保育・教育のニーズに応じた幼児教育、保育サービスの充実度を上げるため、就労状況・働き方の多様化に応じた延長保育や預かり保育、病児病後児保育などへの柔軟な対応に取り組んでいきます。

幼稚園・保育所、認定こども園の充実について支援を行い、待機児童を発生させない よう取り組んでいきます。

#### 基本方向2 子どもの育ちを支え、若者が安心して成長できる社会へ

核家族化等に伴い、各世代から引き継がれてきた子育てに関する伝承や祖父母をはじめ家族みんなで子どもの面倒を見るという子育て環境が薄れつつあります。このため、各子育て支援センターや各種サークル活動などを活発に行い、子育ての孤立化を解消するため、地域での子どもの居場所づくりを推進していきます。

また、学校教育の場では、子ども・若者が成長し社会に出て行くために必要な基礎学力、規範意識の向上、道徳心、郷土愛などを育成するための教育を、保護者や地域等とも連携し、推進していきます。さらに、共働き世帯の増加に伴い、放課後児童クラブの利用希望も増加傾向にあることから、今後もニーズに応じた受け入れ環境の整備に取り組んでいきます。

また、子どもが社会に出て、自立心と尊厳を持って生活できるよう、青少年の健全育成に努めます。

#### 基本方向3 いじめや虐待のない社会へ

核家族化等に伴い、身近に相談できる人がなく、育児に不安を持つ親が増加しています。経済的支援策や新生児訪問指導、各種健診、育児講座などを通じて、安心して子育てができる環境の整備を進めるとともに、関係機関と連携を図りながら児童虐待の未然防止に向け、取り組んでいきます。

また、子ども同士のいじめや子どもへの虐待に対しては、関係機関や地域等ともに連携し、早期発見、対応に取り組んでいきます。

#### 基本方向4 妊娠、出産、子育ての希望が実現できる社会へ

安心して出産・子育でするためには、妊娠・出産・子育でを、一連のものとして、これらが自然に一体的に享受できる環境であることが必要です。

そのために、保護者の気持ちを受け止め、寄り添いながら相談や適切な情報提供を行うなど、子育てに対する不安や負担、孤立感を和らげ、夢や希望が持てるような環境づくりを進めていきます。

また、障害のある乳幼児・児童に対して切れ目なく支援していく取り組みも進めていきます。

#### 基本方向5 多様な子育てネットワークで安心できる地域社会へ

地域子育て支援センターや子育てグループへの活動支援、モバイルサイトなどの情報 活用により、子育てのネットワークの充実を図り、子育ての不安感、負担感、孤独感を 軽減していきます。

また、子どもを狙った犯罪などに対応していくため、地域全体で子どもを守る体制の 強化に取り組みます。

#### 基本方向6 男性も女性も仕事と生活が調和する社会へ(ワーク・ライフ・バランス)

共働き世帯が増加している現在、子育ての喜びを実感しながら仕事を続けられる社会をつくるためには、家族内の理解や協力のみならず、地域や企業の理解や支援も必要不可欠なものとなっています。妊娠・出産・子育てのステージにあっても女性がいきいきと働けるよう、また男性も積極的に子育てに参加できるよう、ワーク・ライフ・バランスの推進を図ります。

# 第4節 計画の体系

子ども	もの視点 親の視点 将来親に ワーク・ライフ・ なる世代の視点 バランス実現の視点	社会全体で支える視点
基本理念	計画の基本方向 分野別施策方	向
	1 乳幼児が安心して教育	質サービスが受けられ
	1 子どもを社会全体で支えると機会の確保を行う(家庭や地域	
	2 子どもの地域での居場所づく 3 子どもの生きる力の育成に同	
	2 子どもの育ちを支え、	B(早健•健全育成等)
w		
	6 意欲を持って就業と自立に同	りける社会をつくる
い	7 社会生活に必要なことを学ぶ	ぶ機会の提供
きいき暮らせるまち	3 いじめや虐待のない 1 子どもが安心して生活できる	る社会づくり
世	1 安心して妊娠・出産できる。	<b>こう</b> に
る     ま	4 妊娠、出産、子育ての 2 子どもの健康と安全を守り、   希望が実現できる社会へ れるように	安心して医療にかか
5	3 特に支援が必要な子どもが優	建やかに育つように
	1 子育て支援の拠点やネットワ るように	フークの充実が図られ
		で安全・安心に暮らせ
	3 広域連携における子育て支持	<u></u>
	6 男性も女性も仕事と 1 働き方の見直し(働く場所の	D確保)
	L 生活が調和する社会へ	意の実現
	ス)	実

基本的視点

## 第5節 教育・保育提供区域の設定

子ども・子育て支援法第 61 条第 2 項では、国が定める基本指針のもと市町村は、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、現在の幼児教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設の整備状況その他の条件を総合的に勘案して、小学校区単位、中学校区単位、行政区単位等、地域の実情に応じて、保護者や子どもが居宅より容易に移動することが可能な区域として「市町村が定める区域」を設定する必要があるとされています。

本市では、上位計画である沼津市総合計画が地理的条件、地域特性などを考慮し市内を6つの地域に区分していることから、本計画の教育・保育、一時預かり事業、延長保育事業、地域子育て支援拠点事業の提供区域として、下図(表)のとおり設定します。

なお、放課後児童健全育成事業については小学校区ごと、その他の地域子ども・子育 て支援事業については、市全域設定とします。

この区域の設定については、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の需要量を 見込むためのものであり、区域外の各施設・事業等の利用を制限するものではありませ ん。

区分	地域区分	小学	校区
	原	原小	<b>`</b> 学校
西部	凉	原東	小学校
전 다	浮島	浮島	小学校
	愛鷹	愛鷹	小学校
	今沢	今沢	小学校
中央西	片浜	片浜	小学校
T 7.6	第二	第二	小学校
	<i>ѫ</i> —	千本	小学校
	第一		小学校
中央	第五	第五	小学校
	***	開北	小学校
	大岡		小学校
	八回	大岡南	小学校
東部	部金岡		小学校
	312 JHJ	沢田	小学校
	門池	門池	小学校
	第三	第三	小学校
中央南	<i>ಸ</i> —	香貫	小学校
十人田	第四	第四	小学校
	大平	大平人	小学校
	静浦	静浦	小学校
南部	内浦	内浦小学校	令和3年度
יום נדו	西浦	西浦小学校	統合予定
	戸田	戸田	小学校



## ■事業別の教育・保育提供区域一覧

事業	■・保育提供区域 区域	設定の考え方
教育・保育		
一時預かり事業	6区域	対見教育・保育サービス等、身近な地域
延長保育事業	0 区域	で利用できることを勘案して設定
地域子育て支援拠点事業		
放課後児童健全育成事業	24 小学校区	設置を小学校区としているため
病児・病後児保育事業		
子育て短期支援事業		
利用者支援事業		
ファミリー・サポート・センター事業		
乳児家庭全戸訪問事業	市全域	  全地域総合的に利用が可能であり、  広域利用も多く想定されることから設
養育支援訪問事業	川土坝	定
妊婦健康診査		
子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業		
実費徴収に係る補足給付を行う事業		
多様な事業者の参入促進・能力活用事業		

# 第4章 基本計画

# 基本方向1 乳幼児が安心して教育・保育を受ける環境の充実へ

## 施策1 誰もが必要とする教育、保育サービスが受けられる場の確保

#### <施策の方向性>

- 〇利用者の多様な就労形態に対応できるよう、ニーズを把握し、幼児教育の場や各種保育サービス等の量的確保に努めます。
- 〇あらゆる機会を通じて、幼児教育、保育サービスに関する情報提供に努め、利用を促進します。
- 〇幼稚園、保育所、認定こども園等、より良い教育・保育環境の整備に対して、支援に 努めます。
- 〇保育の質の向上を図るとともに、子どもの幸せを第一に考慮した保育サービスの充実 に努めます。
- ○外国にルーツのある子どもや障害のある子ども、医療的ケアの必要な子どもなど、 様々な子どもの受け入れ体制の充実に努めます。

施策項目		施策内容
1	保育所環境の整備	子どもたちが安全により良い保育サービスを受けることがで きるよう、施設の整備を進めます。
2	保育所・幼稚園の認定こども 園への移行支援	待機児童の発生を防ぐため、着実に拡充を図り、既存の幼稚 園、保育所から認定こども園への移行の支援に努めます。
3	保育内容の充実	研修・学習会等により保育士の資質の向上に努めるとともに、必要な保育サービスを提供できるよう、保育内容の充実に 努めます。また、親と共に子育ての楽しさ・大切さを共感でき る保育を目指します。
4	保育士の確保	保育の受け皿の確保や保育の質の向上のため、保育士の確保 に努めます。
5	保育所定員枠の拡大	地域の保育ニーズに合わせ、適正な保育定員枠の確保に努め ます。
6	幼児教育・保育の費用負担の 軽減	令和元年 10 月から始まった「幼児教育・保育の無償化」により、国の指針に基づいて制度を適切に運用します。 また、市独自の負担軽減策も引き続き実施します。
7	延長・休日・一時保育の実施	子育てをする親の仕事と育児の両立を図るため、延長保育・ 休日保育を実施するとともに、保護者の傷病・冠婚葬祭等に対 処するため、市内全保育所での一時保育を促進します。
8	病児・病後児保育の充実	子どもが病気の際に一時的に預かる病児・病後児保育(施設型)の充実に努めます。また、事業者の新規参入を促進します。
9	体調不良児保育の充実	自園の児童を対象として、看護師等が保育する体調不良児保 育の充実を促進します。
10	外国人・障害児保育の充実	外国にルーツのある子どもや障害児、医療的ケア児など、特別な配慮が必要な子どもが安心して保育を利用できるよう、支援体制の整備を促進します。

施策項目		施策内容
11	保育所の地域交流の推進	地域の高齢者や子どもたちとのふれあいを高め、児童の健全
''	11	な育成を図るため、保育所の地域交流を促進します。
	   保育サービスに関する情報の	各保育所のお知らせ、掲示板や市が運営する「沼津市子育て
12	提供	ポータルサイト」を活用し、保育サービスに関する情報の提供
		に努めます。
		幼稚園・認定こども園で実施している教育時間終了後の預か
13	預かり保育の充実	り保育や、長期休暇中の預かり保育のさらなる充実を働きかけ
		ていきます。
14	   園庭開放の充実	幼稚園・保育所で実施している園庭開放のさらなる充実のた
	图波列加入	め働きかけていきます。
	沼津市幼児教育研究協議会へ の支援	沼津市幼児教育研究協議会の機能強化を図るため、幼稚園、
15		保育所、認定こども園等との連携や、幼児教育についての活動
	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	を支援します。
16	小規模保育事業の実施	0~2歳児の保育の拡充を図るため、少人数(定員6~19人)
		を対象とした小規模保育を促進します。
17	家庭的保育事業の実施	0~2歳児の保育の量的拡充を図るため、少人数(定員1~5
		人)を対象とした、きめ細かい保育を促進します。
18	   居宅訪問型保育事業の実施	保護者の自宅で個別のケアを行う在宅訪問型保育を促進しま
		す。
19	   事業所内保育事業の推進	従業員の子どもや地域の子どもを一緒に保育する事業所内保
	1. NO. 1. 1. NO. 1. 1. NO. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1.	育を促進します。
	   実費徴収に係る補足給付を行	保護者の所得状況等を勘案して、保護者が支払うべき副食
20	う事業の実施	費、日用品、文房具、その他必要な物品の購入費用、または行
		事への参加費用を助成します。
21	多様な主体が本制度に参入す	特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する
	ることの調査研究	調査研究を行います。
22	教育・保育施設及び地域型保	幼稚園、保育所、認定こども園、地域型保育事業所等の情報
	育事業との相互の連携	交換の場を設けるなど相互の連携に努めます。

## 基本方向2 子どもの育ちを支え、若者が安心して成長できる社会へ

施策1 子どもを社会全体で支えるとともに、平等な教育機会の確保を行う(家庭や地域の教育力向上)

### <施策の方向性>

- 〇地域における子育て家庭を支援するため、地域子育て支援拠点事業(地域子育て支援 センター)の周知に努め、利用を促進します。
- 〇市民全体で、すべての子育て世帯を支える環境づくりを促進するため、子育てボラン ティア「あそび隊」の活用を支援します。
- 〇すべての子育て家庭が各種事業を利用できるよう、子育て支援に努めます。

	、		
	施策項目	施策内容	
23	地域子育て支援拠点施設(地 域子育て支援センター)の充 実	保護者や子ども同士の交流を図るとともに、子育ての悩みを解消し、育児の楽しさを助長するため、市内各所の子育て支援センターによる、親子ふれあいのためのフロア開放や育児相談、育児講座等の充実に努めます。	
24	子育てサポートキャラバン事 業の充実	子どもの遊び場の確保、母親同士の交流、情報交換の促進を 図るため、ワゴン車で保育士が各地区センターをまわる巡回型 支援センターを充実します。	
25	ファミリー・サポート・セン ター事業の充実	仕事と育児の両立や子育て支援のため、有償ボランティア (会員)により相互援助活動を行う、ファミリー・サポート・ センター事業を実施し、事業の周知と利用拡大を図ります。	
26	エンゼルサロンとの連携	乳幼児とその親の交流を図るため、市民ボランティアの協力 を得て地区センター等で開設している「エンゼルサロン」に対 して、必要に応じて保育士を派遣するなど、地域と連携して子 育てを支援していきます。	
27	子育て短期支援事業の実施	保護者が病気・事故・冠婚葬祭・仕事(出張、夜勤等)などにより、子どもの養育が一時的に困難な状況を支援するため、児童養護施設等で預かるショートステイ事業、夜間や休日のみ預かるトワイライトステイ事業を促進します。	
28	育児支援家庭訪問サポーター 派遣事業の実施	母親が出産後のストレスや、養育上の問題等により家事や育児が困難な状況を支援するため、サポーターを派遣する事業を促進します。	
29	民間事業所との連携	子育てママの悩み解決を促進するため、民間事業者が行う妊 娠から出産、子育てを支える子育て相談事業を支援します。	
30	ふれあい交流室の充実	誰もが集える子育でにかかわる利用者(両親・祖父母)同士の交流の場、遊び場を提供するとともに、育児相談により、子育での不安を軽減するためサンウェルぬまづふれあい交流室を充実します。	
31	親子絵本ふれあい事業の実施	親子の会話やきずなを深めるよう、絵本とふれあう機会を促進するとともに、市民ボランティアと連携し読み聞かせの大切さを啓発します。	
32	しずおか子育て優待カード事 業の充実	県が推進する子育て優待カードの普及に協力します。	

施策項目		施策内容
33	あそび隊の参加促進、活動の 活性化	市民全体ですべての子育て世帯を支えていく環境づくりを促進するため、子育てボランティア「あそび隊」の活動を支援します。

## 施策2 子どもの地域での居場所づくり

### <施策の方向性>

- 〇子どもの居場所についての保護者の二一ズを的確に把握し、放課後児童クラブや放課 後子ども教室、ふれあいプラザなど、適切な施設の整備や人材の確保を推進します。
- 〇児童が自主的に参加し、自由に遊べ、学習や様々な体験活動、住民との交流の機会を 提供する地域活動を支援します。
- 〇教育の原点である家庭の教育力を高めるため、それぞれの家庭の状況やニーズを踏まえ、かつ、自主性を尊重しつつ、身近な地域において、子育てに関する学習機会を提供するなど、家庭教育に関する学習活動を支援します。

	施策項目	施策内容
34	新・放課後子ども総合プラン の推進	学校施設を利用して放課後健全育成事業(放課後児童クラブ) と放課後子ども教室との一体的な実施に向け、連携を図りま す。また、放課後子ども教室の推進を図ります。
35	放課後児童クラブの施設整備 と充実	放課後における居場所の確保のため、学校の余裕教室等にクラブを整備し、その充実を推進します。
36	家庭教育に関する学習活動へ の支援	家庭の教育力を向上するため、各種学習会に講師を派遣し、 開催を支援します。
37	子育て講座の充実	親としての視野を広げ、自覚を持ち、望ましい姿を人間関係 づくり、自らの生き方などを考える、親育ちの機会を提供する ため子育て講座を実施します。
38	教育相談の充実	面接・電話等の教育相談体制の充実を図り、不登校等で悩め る青少年や家族に適切な支援・助言を行います。
39	街頭補導の実施	児童生徒の健全な育成を図るため、不適切な場所への出入り を抑制する街頭補導を継続して実施します。
40	青少年リーダーの養成	各種講習会や研修会を通じて、青少年リーダーの発掘・養成 を行います。
41	子ども会等の地域活動への参 加支援	「沼津市子ども会育成連絡協議会」、「ボーイスカウト沼津 支部」等の地域活動団体の支援に努めます。
42	民生委員・児童委員活動への 支援	子どもを取り巻く様々な地域課題に対応するため、民生委員・児童委員の専門性の向上を図り、よりきめ細やかな相談や援助を促進します。

# 施策3 子どもの生きる力の育成に向けた学校教育環境の充実

## <施策の方向性>

- ○幼稚園・保育所・認定こども園・小学校の連携を推進します。
- ○学校における相談体制の質的向上を図ります。

## <具体的施策一覧>

	施策項目	施策内容
43	児童生徒支援員の配置	多様な困り感を抱える児童生徒を支援するため、すべての小中学校に児童生徒支援員を適切に配置し、支援の充実に努めます。
44	特別支援教育の推進	必要に応じて特別支援学級を設置するとともに、通常学級に 在籍する発達障害等の児童生徒の支援を行います。
45	幼保小連携協議会の開催	幼稚園・保育所・認定こども園・小学校の相互理解を図り、 連携を推進します。 また、接続期カリキュラムの策定に取り組むなど、幼保小の 円滑な接続を推進します。

# 施策4 次代の親教育の推進(思春期保健・健全育成等)

### <施策の方向性>

○多くの生徒が乳幼児とふれあえるよう、学校や関係機関と連携を図り、機会の拡充を 図ります。

	施策項目	施策内容	
46	│ 一日保育体験学習の実施	次世代に親となる若者の乳幼児・児童に対する愛情や理解を醸成するため、夏休み期間中に保育体験学習を行うなど、中学	
40	一口休日体級子目の美胞	生・高校生が乳幼児・児童と接する機会を提供します。	
4.7	   ボランティア活動への参加促	中学生・高校生の子育てや子育て支援への理解を醸成するた	
47	進	め、地域における子育て支援活動などに参加する機会を提供し   ます。	

## 施策5 青少年の健全な心と身体の育成

### <施策の方向性>

- 〇次代に親となる思春期の若者が、心身ともに健全に成長できるよう、相談体制の充実 を図ります。
- ○思春期の若者に対する、性・避妊・感染症等の正しい知識の普及に努めます。
- 〇喫煙、飲酒、薬物(危険ドラッグ等) 乱用の防止に関する知識の普及に努めます。
- 〇スマートフォンを含めた情報モラル教育の充実に努めます。
- ○若年者に対する消費者教育の充実に努めます。
- ○地域における有害環境の改善の取り組みを推進します。
- 〇長期休暇等において、夜間の羽目を外す行為など、地域が積極的に巡回指導を行います。
- 〇不登校等になっている子どもに対する支援の充実に努めます。

施策項目		施策内容
48	相談体制の充実	学校生活・対人関係・家族関係・発達・子育て・進路・非行・不登校など青少年に関する悩みごとについて、青少年教育センターと学校や関連機関とが連携し、思春期の若者や保護者が気軽に相談できる体制の整備に努めます。
49	喫煙の防止	売店等に協力を求め、未成年の購入阻止の徹底を図るととも に、喫煙が身体に及ぼす悪影響等の知識の普及に努めます。
50	飲酒の防止	売店等に協力を求め、未成年の購入阻止の徹底を図るととも に、未成年の飲酒の悪影響等の知識の普及に努めます。
51	薬物乱用の防止	インターネット等で手軽に入手することが可能な状況にある薬物(危険ドラッグ)については、関係機関と連携し、未成年の購入阻止の徹底を図るとともに、薬物が心身に及ぼす悪影響等の知識の普及に努めます。
52	情報モラル教育の推進	子どもたちがネット上の有害サイトや悪質な情報により悪影響や被害を受けたり、SNSによるいじめやトラブルに巻き込まれたりしないよう、保護者等と連携し、情報モラルやルール等についての教育を推進します。
53	消費者教育の充実	年齢や社会状況に応じた消費者教育の充実に努めます。
54	教育関係者等の情報化	行政や教師の情報リテラシー、情報活用と危険性に関する情報能力の向上に努めます。
55	自動販売機・書店の有害図書 の調査	有害図書について、書店・コンビニエンスストアにおける販売状況、自動販売機の設置状況の調査を実施し、子どもたちに悪影響が及ばないよう努めます。
56	飲食店・遊技場の立ち入り調査	子どもに不適切な飲食店や遊戯場等への立ち入り調査を実施 し、悪影響が及ばないよう努めます。
57	不登校児童生徒への支援	わずかな兆候を見逃さず早期に対応するとともに、学校での 居場所づくりに努めるなど、魅力ある学校づくりを進めます。 また、長期化する場合は保護者や関係機関等と連携し、社会的 自立に向けた支援を行います。

# 施策6 意欲を持って就業と自立に向ける社会をつくる

## <施策の方向性>

○公共職業安定所等関係機関と連携し、市内企業へ正規雇用を働きかけます。

# <具体的施策一覧>

施策項目		施策内容
58	正規雇用の確保	公共職業安定所、商工会議所、学校等と連携して、地元企業 の正規雇用者の採用を働きかけ、安定した社会生活が送れるよう努めます。 そのため、就職支援サイト「ぬま job」による地元企業とのマッチングを図るとともに、合同就職面接会等の求職機会を充実する関係者に働きかけます。

# 施策7 社会生活に必要なことを学ぶ機会の提供

### <施策の方向性>

〇学校教育における地域での職場体験を通じ、地元を愛し、Uターンして住み慣れた地元に定着する子どもの育成を図ります。

	施策項目	施策内容
59	職業体験機会の提供	中学生段階から地域での職場体験を実施し、子どもの郷土愛の育成を図ります。 また、企業の定着・誘致を通じて働く場を確保することにより、定住意欲を喚起し、若年者のUターンを促進します。

## 基本方向3 いじめや虐待のない社会へ

# 施策1 子どもが安心して生活できる社会づくり

#### <施策の方向性>

- 〇日頃から親の育児不安を解消し、楽しく子育てができるよう、相談体制の充実に努めます。
- 〇児童虐待の早期発見と早期対応のため、地域において児童虐待に関する啓発を充実します。
- 〇関係機関との連携を強化するなど、要保護児童対策地域協議会活動の充実に努めます。
- ○園や学校と関係機関や地域等が連携し、いじめや虐待を受けている子どもを早期発 見、対応できる体制をつくります。

	施策項目	施策内容
60	児童虐待防止の啓発活動の推 進	広報紙・ホームページの活用、講演会の開催等により、児童 虐待防止の啓発に努めます。
61	早期発見体制の強化	民生委員・児童委員や教職員、保育士等の児童虐待に関する 意識の向上を図り、乳幼児の健康診査等母子保健事業との連携 により児童虐待の早期発見に努めるとともに、「子育てママの こころの相談」等を活用し、母親の精神面の負担軽減を図るな ど、虐待予防に努めます。
62	支援体制の強化	要保護児童対策地域協議会の活動を通じて関係機関との連携 強化を図り、児童虐待の防止や支援体制の強化に努めます。
63	子ども家庭総合支援拠点の充 実	家庭児童相談室の機能を包含し、子ども家庭支援員、虐待対応専門員等を配置し、養育相談や虐待相談等に対応し、実情の把握、情報の提供、調査、関係機関との連絡調整等必要な支援体制をつくり、支援拠点の機能の充実に努めます。
64	配偶者等からの暴力への対応 策等の推進	ドメスティックバイオレンス(配偶者等への暴力)は、児童 の心理面に影響を及ぼし、児童虐待にもつながることが懸念さ れるため、配偶者等からの暴力への対応に取り組みます。
65	いじめ・虐待に関する意識の 啓発	いじめや虐待を受けている子どもを早期発見、対応できるよう、学校と関係機関や地域等が連携して見守る体制をつくるため、啓発活動に努めます。
66	児童生徒支援員の配置	いじめや不登校等の対策として、生徒が悩みや不安等を相談 できる児童生徒支援員を小中学校に配置します。
67	スクールカウンセラー、スク ールソーシャルワーカーの配 置	いじめや不登校等の対策として、臨床心理士等の資格を有するスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを小中学校に配置します。

# 基本方向4 妊娠、出産、子育ての希望が実現できる社会へ

# 施策1 安心して妊娠・出産できるように

#### <施策の方向性>

- 〇妊娠・出産から子育てまで、切れ目のない支援サービスの充実を図ります。
- ○乳幼児健康診査について、関係者への周知等を行い、受診率の向上に努めます。
- 〇子どもの健やかな成長を支援し、心身の健康づくりや疾病の早期発見のため、母子保 健事業の内容の充実を図ります。
- ○育児に関する親の不安の軽減を図り、安心して子育てができるように支援します。

施策項目		施策内容
	<b>心水块口</b>	ルネハ谷 子育て世代包括支援センター、通称「マミーズほっとステー
68	マミーズほっとステーション ぬまづの運営	テ育では代色品文優センター、 超称・マミーへはりとスケーションぬまづ」において、妊娠期から子育で期にわたり、利用 者支援事業(母子保健型)、産前・産後サポート事業、産後ケーア事業等、切れ目のない支援を行います。
69	母子健康診査の充実	安全な分娩と健康な児の出産のための妊婦健康診査、産後うつの予防や新生児への虐待予防等を図るための産婦健康診査を実施し、妊産婦の状況把握や支援に努めます。 また、乳幼児の健康の保持・増進を図るため、乳幼児健康診査の充実及び未受診者の把握、フォローが必要な母子への支援体制の充実に努めます。
70	母子訪問指導の充実	妊産婦・乳幼児及びその保護者に対し、訪問により保健指導・育児相談を行います。特に、妊娠中から支援が必要な若年 妊婦等に対し、関係機関と連携し、訪問等で支援していきます。 また、出産直後で子育てへの不安が強くなりやすい産婦への 対応のため、生後4か月までの乳児のいる家庭に対しては、全 戸訪問に努めます。
71	パパとママの教室の充実	妊婦とその夫を対象に、妊娠・出産・育児等に関する知識の 提供や「夫婦ともに子育てをする」という意識の啓発を目的と し、妊婦同士の交流や、夫の育児参加への意識が高まるよう内 容の充実に努めます。 また、より多くの夫婦に参加してもらえるよう、情報発信に 努めます。
72	すくすく育児教室の充実	3~4か月児を持つ母親を対象に、乳幼児の発達・育児についての知識や母子関係の大切さを学ぶための教室を実施します。また、母親同士の交流により母自身の孤立化を防ぐように努めます。 さらに、より多くの母親に参加してもらえるよう、情報発信に努めます。
73	健康相談の充実	好産婦・乳幼児、その家族等の健康や子育ての不安に対応できるよう、保健センターや地域での専門家による相談体制の充実に努めます。特に母子健康手帳交付時を母子との関係の場のスタートとし、相談の充実に努めます。

	 施策項目	施策内容
74	不妊・不育症に関する総合支 援の充実	子どもを産み育てたいと切望する不妊・不育症に悩んでいる 夫婦を支援するため、不妊・不育症治療費助成を行うととも に、若年世代からの妊娠・出産について正しい知識の普及や母 体を意識した健康づくりの教育に努めます。
75	1歳児親子ふれあい教室の充 実	11 か月~1歳1か月児とその親を対象に、運動遊びを通して親子のふれあいや子どもへのかかわり方を学ぶための教室を開催します。また、母親同士の交流により母自身の孤立化を防ぐことも踏まえ、今後より良い親子関係を築けるよう内容の充実に努めます。
76	2歳児歯科健康診査の充実	う歯予防のための食を中心とした正しい生活習慣及び歯磨き 習慣を身につけるために、健診・歯科保健指導・フッ素(フッ 化物)塗布を実施し、2~3歳で急増するう歯罹患率の低下に 努めます。
77	幼児フッ素洗口事業の拡大	市内の保育所・幼稚園・認定こども園に在籍する4・5歳児で、フッ素洗口を希望する児に対し、園で薬液を用いたうがいを日常的に行うことにより、幼児のう歯予防を図ります。

# 施策2 子どもの健康と安全を守り、安心して医療にかかれるように

## <施策の方向性>

- 〇関係機関との連携を強化し、専門医の充実、夜間・休日の診療等、小児医療体制の強 化に努めます。
- 〇こども医療費の助成について、常に検証を行いながら実施します。
- 〇「沼津市食育推進計画」に基づき、家庭や保育所・幼稚園・学校における食育を推進 します。
- 〇乳幼児期の食生活は親の影響を大きく受けるため、講演会等により、啓発活動の充実 に努めます。

	<u>やロカルス 見ノ</u> 施策項目	施策内容
78	幼児健康診査後のフォロー体 制の充実	1歳6か月児健康診査、3歳児健康診査後の必要な児に対し、精密検査を実施し、幼児の疾病の早期発見・治療に努めます。また、1歳6か月児健康診査、3歳児健康診査時に発達・養育等で継続支援が必要な児については、早期に健診事後指導教室につなげ、必要に応じて専門職種による個別相談を実施していきます。
79	こども医療費の助成	安心して妊娠・出産・育児ができるよう、高校3年生相当年 齢以下を対象にした医療費の無償化について、今後も継続して いきます。
80	医療機関との協力体制の充実	医師会等の協力の下で小児医療体制の確保に努めるととも に、広報紙・ホームページ等で休日・夜間等の当番医に関する 情報提供を継続していきます。
81	親の食育に対する意識の啓発	食に関する講座の開催等により、食育の重要性についての啓発に努めます。また、子どもたちが家族団らんの楽しい食事をとることができるよう、SNS等の手段を活用し、情報発信に努めます。さらに、食の自立支援を促進するため、親子を対象に楽しみながら食事づくりを体験するクッキング教室などを実施します。
82	地域における食育の推進	食の安全・安心に関する情報や地産地消に関する情報を発信します。地域や関係団体との連携・協働により食育を取り巻く環境づくりを推進します。 また、地元の農産物を学校給食に取り入れていきます。
83	幼児食教室等の充実	幼児食教室等におけるテーマ・教育内容を充実させ、親子に 「食に関する正しい知識」と「望ましい食習慣」を身につけさ せるように努めます。
84	学校における食育の充実	児童生徒が「食」に関する知識とバランスの良い「食」を選択する力を身につけ、食事を通じて自らの健康管理ができるよう指導していきます。
85	学校給食の充実	養護教諭・学校栄養職員の資質の向上を図るとともに、沼津 市学校給食委員会において給食物資や納入業者の選定、衛生指 導等を行い、学校給食の食事内容のさらなる充実に努めます。
86	保育所の給食の充実	保育所の調理に関わる職員に対し、研修等通じて資質の向上 を図り、保育所の給食の充実に努めます。

# 施策3 特に支援が必要な子どもが健やかに育つように

### <施策の方向性>

- ○各種事業の周知を図り、ひとり親家庭の就労支援の充実に努めます。
- ○関係機関とのより一層の連携を図り、相談体制の強化に努めます。
- 〇障害のある児童や発達に配慮が必要な児童とその家庭が安心して暮らし続けるため に、各種制度や施設において、受け入れ体制の充実を図ります。
- 〇障害のある児童や発達に配慮が必要な児童と、その保護者の地域でのより良い生活を 支援するため、地域の理解と支援充実の啓発活動に努めます。
- 〇本人や保護者の意向を踏まえたきめ細かな対応を進めます。

	、其体的他束一見之		
	施策項目	施策内容	
87	育児・家事の援助	育児支援家庭訪問サポーター派遣制度を活用してひとり親で 周囲からの援助を受けにくい世帯を支援していきます。	
88	母子・父子自立支援員の設置	ひとり親家庭の自立に向けて「母子・父子自立支援員」を中心に、就労をはじめとする家庭全般の問題について相談及び指導を行います。	
89	ひとり親世帯自立のための就 労支援 (自立支援教育訓練給付金の 支給)	就労を希望しているひとり親の自立を促進するため、対象講 座の教育訓練を修了した場合、自立支援教育訓練給付金を支給 します。	
90	ひとり親世帯自立のための就 労支援 (高等職業訓練促進給付金の 支給)	就労を希望しているひとり親の生活の安定に資する資格の習得を促進するため、高等職業訓練促進給付金を支給します。	
91	児童扶養手当の支給	ひとり親家庭の経済的な負担を軽減するため、原則 18 歳に達する年度末までの子どもがいる所得の少ないひとり親家庭を対象に児童扶養手当を支給します。	
92	ひとり親世帯への医療費の助成 (母子家庭等医療費助成)	ひとり親家庭の経済的な負担を軽減するため、前年度の所得税が課されていないひとり親家庭の20歳未満の児童と母親または父親を対象に医療費の助成を実施します。	
93	ひとり親世帯への就学・進学 支援 (ひとり親家庭等就学支援助 成等)	児童扶養手当受給者を対象に、小学校入学の際に必要なランドセル及び学校指定用品の購入費用の一部を助成します。 また、児童扶養手当受給世帯で、中学3年、高校3年時の子どもが進学に利用可能な、資金の貸付制度や教育ローン、各種奨学金の情報を提供します。	
94	ひとり親家庭の生活向上支援 (ひとり親家庭等生活向上事 業・居場所づくり)	ひとり親家庭等の児童に対して、基本的な生活習慣の習得支援、学習支援等を行い、また、子どもの居場所づくりに努めます。	
95	就学援助制度	経済的な理由で就学が困難と認められる児童生徒の保護者に 対して、学用品費や給食費等を行い、また、子どもの居場所づ くりに努めます。	
96	教育相談の充実	専門家やスーパーバイザーと連携し、面接相談・電話相談等 の教育相談体制の充実を図り、不登校児童生徒等悩める青少年 と父母等に対して、適切な支援・助言を行います。	

		施策内容
97	地域生活支援事業(見守り・ 送迎支援型)の実施	障害のある児童や発達に配慮が必要な児童に対する地域での 生活を支援するため、登下校の送迎や見守りを援助します。
98	児童発達支援センターの充実 (児童発達支援センターみゆ き)	地域における療育指導体制の拠点として、専門職や関係機関と連携し、心身の発達に課題がある児童に療育指導を実施します。また障害を持つ児童が通う保育所等の訪問支援等を通じて 児童の発達を支援します。
99	障害児入所施設の充実 (あしたか学園)	主に知的な発達に困難を抱える児童や行動に問題を持つ児童 を保護して、集団生活を通じて日常の基本的な生活訓練や社会 自立に必要な能力の育成を支援していきます。
100	障害のある児童や発達に配慮 が必要な児童の保育の充実	障害のある児童や発達に配慮が必要な児童の適切な療育ができるよう、保育所・幼稚園等の受け入れ体制の整備に努めます。
101	重度障害児への経済的支援の 充実	重度の障害のある児童の健康の増進と生活の安定を図るため 医療費を助成します。また、障害のある児童の障害を補うた め、補装具の交付・修理・給付・貸与を行います。さらに複数 の就学前の子どもがいる世帯で、児童通所支援を利用している 場合に利用者負担の軽減を図ります。
102	相談体制の充実	障害のある児童や発達に配慮が必要な児童を養育している保護者の相談や、適切なサービスが受けられるよう、福祉サービスの案内の充実に努めます。
103	障害児通所給付(児童発達支援、放課後等デイサービス、 保育所等訪問支援)の実施・支 給	心身に障害のある児童に対して、生活能力向上のために必要 な訓練、集団生活への適応訓練、その他必要な支援を行いま す。
104	母子世帯の生活支援 (母子生活支援施設の充実)	経済的困窮やDV被害等により、監護すべき児童の福祉に欠けると認められる母子世帯を入所・保護するとともに自立促進のための生活の支援を行います。

# 基本方向5 多様な子育てネットワークで安心できる地域社会へ

## 施策1 子育て支援の拠点やネットワークの充実が図られるように

#### <施策の方向性>

- 〇子育てに関する情報や様々な交流機会を提供するとともに、子育てを応援するグループへの支援やグループ間のネットワークを強化・支援します。
- 〇子育てに関する情報を、SNSを活用して発信し、保護者が安心して子育てできる環境づくりの充実を図ります。

## <具体的施策一覧>

	施策項目	施策内容
105	子育て応援グループへの支援 とネットワークの拡充	子育で応援サークルの円滑な活動のため、サークルの輪が広がるよう情報提供するとともに、子育で支援センター等を活動場所として提供するなど、様々な支援を行いながら子育でネットワークの拡充を支援します。
106	市HP「子育てポータルサイト」や子育て応援モバイルサイト「ぬまづ子育て応援団」の活用	SNSを通じて情報提供することにより、子育てに不安を感じる保護者に対し安心を与える情報を提供します。
107	「Proud NUMAZU kosodate」 LINEアカウントの活用	市が開設したLINEアカウントを活用し、市の子育で情報や活動するサークル・団体自らが開催するイベント情報等を提供します。

## 施策2 子どもが住まいやまちの中で安全・安心に暮らせるように

#### く施策の方向性>

- ○子どもが危険を感じた場合、直ちに回避できる身近な場所を設定します。
- ○防犯体制を強化するため、地域や学校、関係機関等と連携を強化します。
- 〇あらゆる機会を通じて、地域における防犯意識の向上に努めます。

	施策項目	施策内容
108	「こどもかけこみ 110 番の 家」の拡充	子どもたちが危険を感じた時に、とっさに駆け込むことができる「こどもかけこみ 110 番の家」の拡充を図るため設置の必要性の啓発について「青少年を健やかに育てる会」等と連携しながら推進します。
109	地域相談員の資質の向上	研修会・講習会等を実施し、相談員の資質の向上に努めま す。
110	学校の安全対策の強化	不審者の侵入予防策を強化するとともに、緊急時の児童生徒 の避難体制の強化を図ります。
111	防犯に関する意識の啓発	子どもが犯罪に巻き込まれないよう、防犯教育を実施し、正 しい知識の普及を図るとともに、広報紙等により、保護者への 注意等を喚起します。

# 施策3 広域連携における子育て支援

# <施策の方向性>

〇近隣都市と情報の交換を密に行い、連携を図っていきます。

	施策項目	施策内容	
112	2 広域連携	都市間の子育て支援の情報交換、情報提供等による連携を図 ります。	
113	3 情報交流、施設間の情報共有	SNS等、情報通信手段の発達や価値観の多様化などにより 利用施設の利用範囲が拡大しているため、市町の区域を越えて 連携し情報の共有を図ります。	

# 基本方向6 男性も女性も仕事と生活が調和する社会へ (ワーク・ライフ・バランス)

# 施策1 働き方の見直し(働く場所の確保)

### <施策の方向性>

- 〇関係機関と連携し、再就職のための支援の充実に努めます。
- ○企業立地の促進を行い、雇用の場の確保と機会の創出に努めます。

## <具体的施策一覧>

	施策項目	施策内容
		「沼津市雇用対策協定」に基づき、公共職業安定所等関係機
114	再就職のための支援	関と連携し、若年者・女性・障害のある人・高齢者・外国人等
		に対して様々な雇用対策、再就職支援に努めます。
115	   ヘ ** → !!!	関係機関と連携し、企業立地の促進により、本市における雇
115	企業立地の促進	用の場の確保に努めます。

## 施策2 仕事と家庭が両立できる環境の実現

## <施策の方向性>

〇男女共同参画社会への理解を深め、男女がともに協力し合い、仕事と生活の調和 (ワーク・ライフ・バランス) を推進します。

施策項目		施策内容
116	ワーク・ライフ・バランス実 現のための職場環境づくり	ライフスタイルの多様化や「働き方改革」等の動きに対応できるよう、男女を問わない個性・能力に応じた雇用やスキルアップへの支援、休暇制度の普及促進など、職場環境の整備が必要であるため、沼津市男女共同参画推進事業所認定制度を進め、市内事業所の職場環境整備を支援します。
117	ワーク・ライフ・バランス実 現のための教育環境づくり	次世代を担う児童・生徒の男女共同参画意識の育成とともに、その指導に携わる教職員や保護者などの男女共同参画意識の醸成が必要であるため、教育現場における教育環境の整備を進めるべく情報提供・指導に努めます。
118	ワーク・ライフ・バランス実 現のための家庭・地域環境づ くり	家庭生活や地域活動において、地域住民が性別や世代を超えて互いを支援し、活動に参画する環境を整えるため、男女共同参画の視点を取り入れた地域活動の継続的な推進に向けて啓発することにより、家族や地域住民の男女共同参画意識の醸成に努めます。

# 施策3 安心して外出できる環境の充実

# <施策の方向性>

〇すべての人々が快適に利用することができるよう、バリアフリー化、ユニバーサルデザインの推進に努めます。

	施策項目	施策内容
119	ユニバーサルデザインの推進 及びバリアフリー化の推進	性別、年齢、障害の有無、国籍などにかかわらず、できるだけ多くの人が施設・設備等を利用することができるよう、ユニバーサルデザインを取り入れたまちづくりを推進します。 また、ベビーカー・車イス利用者等の利便性、子どもの安全性を高めるため、公共施設のバリアフリー化を推進します。
120	子育てガイドブックの配布	本市での子育てに必要な情報を掲載した、「子育てガイドブック」の内容を充実させるとともにより多くの市民に向けて配布します。 また、電子版の子育てガイドブックの作成について検討を進めます。

# 第5章 子ども・子育て支援事業計画

## 第1節 子ども・子育て支援事業の概要

## 1 子ども・子育て支援制度の概要

子ども・子育て支援制度による事業は、「子ども・子育て支援給付」と「地域子ども・ 子育て支援事業」の2種類に大別できます。

このうち、「子ども・子育て支援給付」は、幼稚園や保育所、認定こども園など、乳幼児の教育・保育サービスを提供する事業です。また、「地域子ども・子育て支援事業」は幼稚園や保育所、認定こども園で行う教育・保育サービスを補完したり、情報提供・相談等を行うなど、地域の実情に応じた子育て支援を行う事業です。

「子ども・子育て支援事業計画」では、これらの事業を実施するための計画であり、各 サービスを確保する目標量や確保の方策を定めます。

#### 子ども・子育て支援給付

#### 特定教育•保育施設

幼稚園 3~5歳 保育所 0~5歳 認定こども園 〇~5歳

#### 特定地域型保育

小規模 │ 家庭的 保 育 │ 保 育 居宅訪問型 保育

事業所内 保育

## 地域子ども・子育て支援事業

- ①放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)
- ②延長保育事業 (保育所)
- ③一時預かり事業
- ④地域子育て支援拠点事業
- ⑤病児·病後児保育事業
- ⑥子育て短期支援事業 (ショートステイ)
- ⑦利用者支援事業
- ⑧ファミリー・サポート・センター事業 (就学児)
- 9乳児家庭全戸訪問事業
- ⑩養育支援訪問事業
- ⑪妊婦健康診査
- ⑩子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業
- ③実費徴収に係る補足給付を行う事業
- 4 多様な事業者の参入促進・能力活用事業

## 2 給付を受ける子どもの認定区分

保護者の申請を受け、市では子どもの年齢や保育の必要性を判断し、次の3区分の認定を行います。教育・保育施設では、認定区分を受けた子どもを対象に、必要な教育・保育を実施します。

認定区分	保育の必要性	該当年齢	提供機関
1 号認定	なし	3~5歳	幼稚園、認定こども園
2 号認定	あり	3~5歳	保育所、認定こども園
3号認定	あり	0~2歳	保育所、認定こども園、地域型保育

## 第2節 子どもの推計人口

本計画期間(令和2年度~令和6年度)の児童数の推計は、平成27年(2015)~平成31年(2019)の住民基本台帳人口(各年4月1日現在)を基にコーホート変化率法により、以下のとおり算出しました。

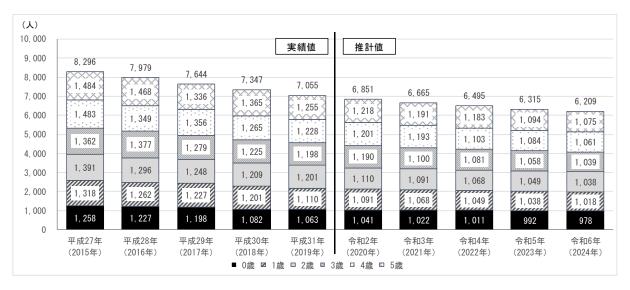
全体の傾向として、これまでの出生者数の減少、出産する母親の年齢層の人口減少等により、児童数の減少傾向が続くものと想定します。

#### コーホート変化率法

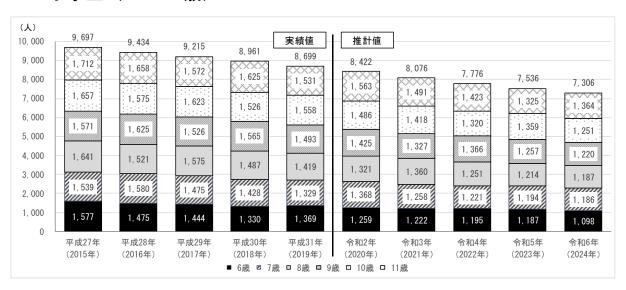
「コーホート変化率法」とは、各コーホート(同じ期間に生まれた人々の集団)について、 過去における実績人口の動勢から「変化率」を求め、それに基づき将来人口を推計する方法で す。

推計目標が比較的近い将来の人口であり、過去の変化率が近い将来も継続することが予想される場合は、比較的簡便なこの方法を用いることができます。

# 1 未就学児(0~5歳)



## 2 小学生(6~11歳)



# 第3節 教育・保育施設の量の見込み・確保の方策

## 1 幼児教育

満3歳以上で就学前の教育を希望する子どもを対象に、幼児教育を提供します。 教育・保育を提供する施設・事業は、特定教育・保育施設(幼稚園、認定こども 園)、確認を受けない幼稚園(従来の幼稚園)になります。

#### 【量の見込み】

令和2年度(2020)~令和4年度(2022)までの3年間の利用率(利用者数÷3~5歳の児童数)の推移が今後も続くものと想定して算出しました。

提供区域別の見込みについては、市全体の見込みの推計を基に、6地域の当該年齢 の児童数の推移を加味し、各年度の利用者数の割合を算出し設定しています。

#### 【確保の方策】

中間年である令和4年度において、量の見込み1,934人に対し確保数値が2,851人と充分な供給量を確保しているので、新たに拡充せず現状で対応可能と考えます。

■量の見込みと確保の方策(市全域)

区分		実績値			計画値	
年度	令和 2 年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和 4 年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	
① 量の見込み	2, 135	2, 082	1, 934	1, 874	1, 839	
② 確保の方策	3, 006	2, 922	2, 851	2, 739	2, 739	
特定教育・保育施設 (幼稚園)	600	600	600	570	570	
確認を受けない幼稚園	1, 055	1, 055	1, 055	1, 055	1, 055	
特定教育・保育施設 (認定こども園)	1, 351	1, 267	1, 196	1, 114	1, 114	
差し引き ②一①	871	840	917	865	900	

■量の見込みと確保の方策(教育・保育提供区域別)

	<u>■重の元匹のと確保の力</u> 泉(す 区分	X11	実績値		計画	<u> </u>
区域区分	年度	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和 4 年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)
西	①量の見込み	423	395	355	357	350
部地	②確保の方策	590	608	608	586	586
域	特定教育・保育施設 (幼稚園)	0	0	0	0	0
	確認を受けない幼稚園	280	280	280	280	280
	特定教育・保育施設 (認定こども園)	310	328	328	306	306
	差し引き ②一①	167	213	253	229	236
中,	①量の見込み	187	173	160	158	155
央西	②確保の方策	289	289	289	229	229
地域	特定教育・保育施設 (幼稚園)	25	25	25	25	25
	確認を受けない幼稚園	0	0	0	0	0
	特定教育・保育施設 (認定こども園)	264	264	264	204	204
	差し引き ②一①	102	116	129	71	74
中中	①量の見込み	333	324	291	289	283
央地	②確保の方策	455	455	384	384	384
域	特定教育・保育施設 (幼稚園)	45	45	45	45	45
	確認を受けない幼稚園	190	190	190	190	190
	特定教育・保育施設 (認定こども園)	220	220	149	149	149
	差し引き ②一①	122	131	93	95	101
東	①量の見込み	778	765	738	696	683
部地	②確保の方策	985	985	985	985	985
域	特定教育・保育施設 (幼稚園)	190	190	190	190	190
	確認を受けない幼稚園	585	585	585	585	585
	特定教育・保育施設 (認定こども園)	210	210	210	210	210
	差し引き ②一①	207	220	247	289	302

	区分		実績値		計画	画値
区域	年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
区分	<b>TIX</b>	(2020)	(2021)	(2022)	(2023)	(2024)
中	①量の見込み	275	279	257	247	243
央南	②確保の方策	420	420	420	390	390
地域	特定教育・保育施設 (幼稚園)	340	340	340	310	310
	確認を受けない幼稚園	0	0	0	0	0
	特定教育・保育施設 (認定こども園)	80	80	80	80	80
	差し引き ②一①	145	141	163	143	147
南	①量の見込み	139	146	133	127	125
部地	②確保の方策	267	165	165	165	165
域	特定教育・保育施設 (幼稚園)	0	0	0	0	0
	確認を受けない幼稚園	0	0	0	0	0
	特定教育・保育施設 (認定こども園)	267	165	165	165	165
	差し引き ②一①	128	19	32	38	40

## 2 保育

### (1) 2号認定

満3歳以上で、保育の必要性の認定を受けた児童を対象に、定期的な保育を提供します。定期的な保育を提供する施設は、本市においては特定教育・保育施設(認定こども園、認可保育所)、認可外保育施設になります。

#### 【量の見込み】

令和2年度(2020)~令和4年度(2022)までの3年間の利用率(利用者数÷3~5歳の児童数)の推移が今後も続くものと想定して算出しました。

提供区域別の見込みについては、市全体の見込みの推計を基に、6地域の当該年齢 の児童数の推移を加味し、各年度の利用者数の割合を算出し設定しています。

#### 【確保の方策】

中間年である令和4年度において、量の見込み1,653人に対し確保数値が1,949人と充分な供給量を確保しているので、新たに拡充せず現状で対応可能と考えます。

■量の見込みと確保の方策(市全域)

区分		実績値		計画値		
年度	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和 4 年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	
①量の見込み(2号認定)	1, 674	1, 668	1, 653	1, 651	1, 677	
②確保の方策	1, 975	1, 926	1, 949	1, 940	1, 940	
特定教育・保育施設 (認定こども園)	520	498	540	546	546	
特定教育・保育施設 (保育所)	1, 451	1, 424	1, 405	1, 390	1, 390	
企業主導型保育施設	4	4	4	4	4	
差し引き ②一①	301	258	296	289	263	

■量の見込みと確保の方策(教育・保育提供区域別)

	区分		実績値		計画	画値
区域区分	年度	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和 4 年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)
西	①量の見込み (2号認定)	483	461	438	457	464
部地	②確保の方策	513	497	478	484	484
域	特定教育・保育施設 (認定こども園)	234	228	228	234	234
	特定教育・保育施設 (保育所)	279	269	250	250	250
	企業主導型保育施設	0	0	0	0	0
	差し引き ②一①	30	36	40	27	20
中央	①量の見込み(2号認定)	234	241	245	238	242
西	②確保の方策	342	342	342	327	327
地域	特定教育・保育施設 (認定こども園)	144	144	144	144	144
	特定教育・保育施設 (保育所)	198	198	198	183	183
	企業主導型保育施設	0	0	0	0	0
	差し引き ②一①	108	101	97	89	85
中央	①量の見込み(2号認定)	185	189	197	189	192
地	②確保の方策	210	210	252	252	252
域	特定教育・保育施設 (認定こども園)	30	30	72	72	72
	特定教育・保育施設 (保育所)	180	180	180	180	180
	企業主導型保育施設	0	0	0	0	0
	差し引き ②一①	25	21	55	63	60
東郊	①量の見込み(2号認定)	365	368	368	364	369
部地	②確保の方策	418	418	418	418	418
域	特定教育・保育施設 (認定こども園)	40	40	40	40	40
	特定教育・保育施設 (保育所)	374	374	374	374	374
	企業主導型保育施設	4	4	4	4	4
	差し引き ②一①	53	50	50	54	49

	区	分		実績値		計画	<b>画値</b>
区域区分	年	度	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和 4 年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)
中	①量の見込み	(2号認定)	330	332	320	324	330
央南	②確保の方策		356	339	339	339	339
地域	特定教育・ (認定こと		24	24	24	24	24
	特定教育・(保育所)	保育施設	332	315	315	315	315
	企業主導型	빝保育施設	0	0	0	0	0
	差し引き ②・	-1)	26	7	19	15	9
南郊	①量の見込み	(2号認定)	77	77	85	79	80
部地	②確保の方策		136	120	120	120	120
域	特定教育・ (認定こと		48	32	32	32	32
	特定教育・(保育所)	保育施設	88	88	88	88	88
	企業主導型	型保育施設 	0	0	0	0	0
	差し引き ②・	-1)	59	43	35	41	40

### (2)3号認定〈O歳児〉

保育の必要性があると認定された〇歳児が対象となります。

定期的な保育を提供する施設・事業は、特定教育・保育施設(保育所、認定こども 園)、特定地域型保育事業、認可外保育施設になります。

#### 【量の見込み】

令和2年度(2020)~令和4年度(2022)までの3年間の利用率(利用者数÷0歳の児童数)の推移が今後も続くものと想定して算出しました。

提供区域別の見込みについては、市全体の見込みの推計を基に、6地域の0歳児の 推移を加味し、各年度の利用者数の割合を算出し設定しています。

#### 【確保の方策】

中間年である令和4年度において、量の見込み135人に対し確保数値が302人と充分な供給量を確保しているので、新たに拡充せず現状で対応可能と考えます。また、 提供区域別でみても、各地域の保育施設において受け入れが可能と考えられます。

#### ■量の見込みと確保の方策(市全域)

区分		実績値	計画値		
年度	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和 4 年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)
①量の見込み (3号認定O歳児)	164	158	135	152	150
②確保の方策	305	300	302	312	306
特定教育・保育施設 (認定こども園)	44	45	48	54	54
特定教育・保育施設 (保育所)	219	213	212	212	212
特定地域型保育	21	21	26	30	24
認可外保育施設	21	21	16	16	16
差し引き ②一①	141	142	167	160	156

■量の見込みと確保の方策(教育・保育提供区域別)

	区分		実績値		計画	計画値	
区域 区分	年度	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和 4 年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	
西部	①量の見込み (3号認定O歳児)	38	40	38	39	38	
地	②確保の方策	69	72	71	77	77	
域	特定教育・保育施設 (認定こども園)	27	30	30	36	36	
	特定教育·保育施設 (保育所)	39	39	38	38	38	
	特定地域型保育	0	0	0	0	0	
	認可外保育施設	3	3	3	3	3	
	差し引き ②一①	31	32	33	38	39	
中央	①量の見込み (3号認定0歳児)	17	29	10	18	18	
西地	②確保の方策	37	37	37	37	37	
地域	特定教育・保育施設 (認定こども園)	14	14	14	14	14	
	特定教育・保育施設 (保育所)	23	23	23	23	23	
	特定地域型保育	0	0	0	0	0	
	認可外保育施設	0	0	0	0	0	
	差し引き ②一①	20	8	27	19	19	
中央	①量の見込み (3号認定O歳児)	15	16	23	18	18	
地	②確保の方策	44	44	43	43	37	
域	特定教育・保育施設 (認定こども園)	0	0	3	3	3	
	特定教育・保育施設 (保育所)	32	32	32	32	32	
	特定地域型保育	6	6	6	6	0	
	認可外保育施設	6	6	2	2	2	
	差し引き ②一①	29	28	20	25	19	
東部	①量の見込み (3号認定0歳児)	53	43	32	42	42	
地	②確保の方策	80	80	78	78	78	
域	特定教育・保育施設 (認定こども園)	0	0	0	0	0	
	特定教育·保育施設 (保育所)	53	53	53	53	53	
	特定地域型保育	15	15	14	14	14	
	認可外保育施設	12	12	11	11	11	
	差し引き ②一①	27	37	46	36	36	

	区分		実績値		計画	計画値	
区域区分	年度	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和 4 年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	
中央	①量の見込み (3号認定O歳児)	39	20	24	28	27	
南	②確保の方策	52	46	52	56	56	
地域	特定教育・保育施設 (認定こども園)	0	0	0	0	0	
	特定教育·保育施設 (保育所)	52	46	46	46	46	
	特定地域型保育	0	0	6	10	10	
	認可外保育施設	0	0	0	0	0	
	差し引き ②一①	13	26	28	28	29	
南部	①量の見込み (3号認定O歳児)	2	10	8	7	7	
地	②確保の方策	23	21	21	21	21	
域	特定教育・保育施設 (認定こども園)	3	1	1	1	1	
	特定教育・保育施設 (保育所)	20	20	20	20	20	
	特定地域型保育	0	0	0	0	0	
	認可外保育施設	0	0	0	0	0	
	差し引き ②一①	21	11	13	14	14	

### (3) 3号認定〈1・2歳児〉

保育の必要性があると認定された1・2歳児が対象となり、教育・保育を提供する施設・事業は特定教育・保育施設(保育所、認定こども園)、特定地域型保育事業、認可外保育施設になります。

#### 【量の見込み】

令和2年度(2020)~令和4年度(2022)までの3年間の利用率(利用者数÷1・2歳の児童数)の推移が今後も続くものと想定して算出しました。

提供区域別の見込みについては、市全体の見込みの推計を基に、6地域の当該年齢 の児童数の推移を加味し、各年度の利用者数の割合を算出し設定しています。

#### 【確保の方策】

中間年である令和4年度において、量の見込み1,008人に対し確保数値が1,028人と確保数値が上回っているので、新たに拡充せず現状で対応可能と考えます。

なお、一部地域で定員の不足が想定されますが、近隣地域の保育施設において受け 入れが可能と考えられます。また、市全体として、保育士確保の推進等のソフト対策 を進めることにより、確保数値が量の見込みを上回るものと推計されます。

#### ■量の見込みと確保の方策(市全域)

	区分		実績値		計画値	
	年度	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和 4 年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)
①量の見込み (3号認定1・2歳児)		970	964	1, 008	1, 029	1, 020
2	確保の方策	979	986	1, 028	1, 067	1, 054
	特定教育・保育施設 (認定こども園)	165	179	207	217	217
	特定教育・保育施設 (保育所)	708	701	701	706	706
	特定地域型保育	47	47	62	76	63
	認可外保育施設	59	59	58	58	58
	ソフト対策				10	10
	(保育士確保等)				10	10
差	し引き ②一①	9	22	20	38	34

■量の見込みと確保の方策(教育・保育提供区域別)

	区分	実績値			計画値	
区域区分	年度	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和 4 年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)
西部地域	①量の見込み (3号認定1・2歳児)	225	270	264	265	263
	②確保の方策	250	266	266	276	276
	特定教育・保育施設 (認定こども園)	96	112	112	122	122
	特定教育・保育施設 (保育所)	142	142	142	142	142
	特定地域型保育	0	0	0	0	0
	認可外保育施設	12	12	12	12	12
	差し引き ②一①	25	△ 4	2	11	13
中央	①量の見込み (3号認定1・2歳児)	129	136	152	146	144
西地	②確保の方策	141	141	141	146	146
地域	特定教育・保育施設 (認定こども園)	62	62	62	62	62
	特定教育・保育施設 (保育所)	79	79	79	84	84
	特定地域型保育	0	0	0	0	0
	認可外保育施設	0	0	0	0	0
	差し引き ②一①	12	5	Δ 11	0	2
中央地域	①量の見込み (3号認定1・2歳児)	123	102	126	123	122
	②確保の方策	124	124	152	152	139
	特定教育・保育施設 (認定こども園)	0	0	28	28	28
	特定教育・保育施設 (保育所)	98	98	98	98	98
	特定地域型保育	13	13	13	13	0
	認可外保育施設	13	13	13	13	13
	差し引き ②一①	1	22	26	29	17

	区分	実績値		計画値		
区域区分	年度	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和 4 年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)
東部	①量の見込み (3号認定1・2歳児)	252	242	246	259	257
地	②確保の方策	241	241	242	242	242
域	特定教育・保育施設 (認定こども園)	0	0	0	0	0
	特定教育・保育施設 (保育所)	173	173	173	173	173
	特定地域型保育	34	34	36	36	36
	認可外保育施設	34	34	33	33	33
	差し引き ②一①	Δ 11	Δ 1	△ 4	△ 17	△ 15
中央	①量の見込み (3号認定1・2歳児)	209	179	183	200	198
南地	②確保の方策	174	167	180	194	194
域	特定教育・保育施設 (認定こども園)	0	0	0	0	0
	特定教育・保育施設 (保育所)	174	167	167	167	167
	特定地域型保育	0	0	13	27	27
	認可外保育施設	0	0	0	0	0
	差し引き ②一①	△ 35	△ 12	Δ 3	Δ 6	△ 4
南部	①量の見込み (3号認定1・2歳児)	32	35	37	36	36
地域	②確保の方策	49	47	47	47	47
· 嗅	特定教育・保育施設 (認定こども園)	7	5	5	5	5
	特定教育・保育施設 (保育所)	42	42	42	42	42
	特定地域型保育	0	0	0	0	0
	認可外保育施設	0	0	0	0	0
	差し引き ②一①	17	12	10	11	11

## (4)保育利用率

上記(2)(3)において設定した3歳未満の子どもの数全体に占める、認定こども園、保育所、地域型保育事業に該当する子どもの利用定員数の割合(保育利用率)は以下のとおりです。

■保育利用率

単位:人、%

— P(*13.137)3.1					
区分		実績値	計画値		
年度	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)
①推計児童数	3, 254	3, 197	3, 037	3, 079	3, 034
O歳	1, 043	1, 039	947	992	978
1・2歳	2, 211	2, 158	2, 090	2, 087	2, 056
②保育利用者数	1, 284	1, 286	1, 330	1, 379	1, 360
O歳	305	300	302	312	306
1・2歳	979	986	1, 028	1, 067	1, 054
保育利用率 ②/①	39. 5%	40. 2%	43. 8%	44. 8%	44. 8%

# 第4節 地域子ども・子育て支援事業

# 1 放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)

共働き家庭など、留守家庭の児童に対して、学校の余裕教室等を利用し、放課後に 適切な遊び、生活の場を与えてその健全育成を図る事業です。

## 【量の見込み】

令和2年度(2020)~令和4年度(2022)までの利用者数と利用率の推移を基に算出しました。

## 【確保の方策】

学校の余裕教室の活用、学校敷地内への施設設置を原則とし、その他近隣の施設の 活用も検討します。

中間年である令和4年度において、量の見込み1,375人に対し確保数値が1,591人と確保数値が上回っているので、新たに拡充せず現状で対応可能と考えます。

#### ■量の見込みと確保の方策(市全域)

単位:人、か所

■重り元匹のたる唯体の力は	<u>+</u>	立・人、7.77				
区分		実績値		計画値		
年度	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和 4 年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	
①量の見込み	1, 316	1, 387	1, 375	1, 442	1, 410	
1 年生	431	481	468	431	419	
2年生	449	370	437	460	447	
3年生	278	345	268	303	295	
4年生	123	137	165	194	195	
5年生	29	47	34	47	47	
6年生	6	7	3	7	7	
確保の方策						
②利用者数	1, 547	1, 593	1, 591	1, 580	1, 580	
実施か所数	39	40	40	40	40	
差し引き ②一①	231	206	216	138	170	

(1) 西部地域 単位:人、か所

	区分		実績値	計画値		
小学 校区	年度	令和 2 年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和 4 年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和 6 年度 (2024)
原	①量の見込み	85	109	127	113	109
小学	低学年	78	92	107	92	88
校	高学年	7	17	20	21	21
	確保の方策					
	②利用者数	120	120	127	120	120
	実施か所数	3	3	3	3	3
	差し引き ②一①	35	11	0	7	11
原	①量の見込み	38	43	40	39	38
東小	低学年	30	32	37	30	29
学	高学年	8	11	3	9	9
校	確保の方策					
	②利用者数	40	43	40	40	40
	実施か所数	1	1	1	1	1
	差し引き ②一①	2	0	0	1	2
浮	①量の見込み	31	42	35	36	35
島小	低学年	27	41	32	30	29
学	高学年	4	1	3	6	6
校	確保の方策					
	②利用者数	40	42	40	40	40
	実施か所数	1	1	1	1	1
	差し引き ②一①	9	0	5	4	5
愛	①量の見込み	111	108	96	119	115
鷹小	低学年	90	95	81	96	93
学	高学年	21	13	15	23	22
校	確保の方策					
	②利用者数	120	120	120	120	120
	実施か所数	3	3	3	3	3
	差し引き ②一①	9	12	24	1	5

# (2)中央西地域

単位:人、か所

	区分		実績値		計画値		
小学 校区	年度	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	
今	①量の見込み	38	34	39	40	38	
沢小	低学年	32	33	38	34	32	
学	高学年	6	1	1	6	6	
校	確保の方策						
	②利用者数	40	40	40	40	40	
	実施か所数	1	1	1	1	1	
	差し引き ②一①	2	6	1	0	2	
片	①量の見込み	38	43	42	39	37	
浜小	低学年	37	43	40	39	37	
学	高学年	1	0	2	0	0	
校	確保の方策						
	②利用者数	40	43	42	40	40	
	実施か所数	1	1	1	1	1	
	差し引き ②一①	2	0	0	1	3	
第一	①量の見込み	17	12	14	19	18	
小	低学年	14	10	11	13	12	
学	高学年	3	2	3	6	6	
校	確保の方策						
	②利用者数	40	40	40	40	40	
	実施か所数	1	1	1	1	1	
	差し引き ②一①	23	28	26	21	22	
千	①量の見込み	15	13	13	5	5	
本小	低学年	15	13	13	4	4	
学	高学年	0	0	0	1	1	
校	確保の方策						
	②利用者数	20	20	20	20	20	
	実施か所数	1	1	1	1	1	
		放課後児童預	iかり (帰宅クラ	ヺヺ) を、せんに	<u> </u>	センター「か	
		もめ」内にて	実施しており、	需要が満たさ	れていること	から、今後も	
		同事業を継続	するものとし	ます。			

# (3)中央地域 単位:人、か所

	区分		実績値		計	画
小学 校区	年度	令和 2 年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和 4 年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)
第	①量の見込み	40	32	32	40	39
小	低学年	38	29	32	37	36
学	高学年	2	3	0	3	3
校	確保の方策					
	②利用者数	40	40	40	40	40
	実施か所数	1	1	1	1	1
	差し引き ②一①	0	8	8	0	1
第	①量の見込み	78	79	80	79	79
五小	低学年	63	61	65	57	57
学	高学年	15	18	15	22	22
校	確保の方策					
	②利用者数	80	80	80	80	80
	実施か所数	2	2	2	2	2
	差し引き ②一①	2	1	0	1	1
開	①量の見込み	66	69	80	79	78
北小	低学年	58	56	58	64	63
学	高学年	8	13	22	15	15
校	確保の方策					
	②利用者数	80	80	80	80	80
	実施か所数	2	2	2	2	2
	差し引き ②一①	14	11	0	1	2

# (4) 東部地域 単位:人、か所

	区分		実績値		計画値	
小学 校区	年度	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和 4 年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)
金四	①量の見込み	118	138	146	159	158
岡小	低学年	118	125	127	127	123
学	高学年	0	13	19	32	35
校	確保の方策					
	②利用者数	120	160	160	160	160
	実施か所数	3	4	4	4	4
	差し引き ②一①	2	22	14	1	2
沢田	①量の見込み	74	82	61	79	77
小	低学年	60	60	44	62	60
学	高学年	14	22	17	17	17
校	確保の方策					
	②利用者数	80	82	80	80	80
	実施か所数	2	2	2	2	2
	差し引き ②一①	6	0	19	1	3
大岡	①量の見込み	27	37	40	30	29
小	低学年	23	36	39	25	24
学	高学年	4	1	1	5	5
校	確保の方策					
	②利用者数	40	40	40	40	40
	実施か所数	1	1	1	1	1
	差し引き ②一①	13	3	0	10	11
大岡	①量の見込み	82	75	73	80	77
南	低学年	74	65	63	71	69
小	高学年	8	10	10	9	8
学 校	確保の方策					
	②利用者数	82	80	80	80	80
	実施か所数	2	2	2	2	2
	差し引き ②一①	0	5	7	0	3
門	①量の見込み	166	192	196	193	192
池小	低学年	150	163	162	170	169
学	高学年	16	29	34	23	23
校	確保の方策					
	②利用者数	200	200	200	200	200
	実施か所数	5	5	5	5	5
	差し引き ②一①	34	8	4	7	8

# (5)中央南地域

単位:人、か所

	区分		実績値		計画値		
小学 校区	年度	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	
第一	①量の見込み	34	38	42	39	38	
三小	低学年	34	35	37	39	38	
学	高学年	0	3	5	0	0	
校	確保の方策						
	②利用者数	40	40	42	40	40	
	実施か所数	1	1	1	1	1	
	差し引き ②一①	6	2	0	1	2	
香	①量の見込み	72	76	80	76	73	
貫小	低学年	58	65	73	56	53	
学	高学年	14	11	7	20	20	
校	確保の方策						
	②利用者数	80	80	80	80	80	
	実施か所数	2	2	2	2	2	
	差し引き ②一①	8	4	0	4	7	
第	①量の見込み	84	69	59	80	79	
四小	低学年	68	56	44	66	65	
学	高学年	16	13	15	14	14	
校	確保の方策						
	②利用者数	85	80	80	80	80	
	実施か所数	2	2	2	2	2	
	差し引き ②一①	1	11	21	0	1	
大亚	①量の見込み	37	43	37	39	38	
平小	低学年	35	38	31	37	36	
学	高学年	2	5	6	2	2	
校	確保の方策						
	②利用者数	40	43	40	40	40	
	実施か所数	1	1	1	1	1	
	差し引き ②一①	3	0	3	1	2	

(6) 南部地域 単位:人、か所

	区分		実績値		計画値	
小学 校区	年度	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和 4 年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)
静	①量の見込み	35	29	23	36	36
浦小	低学年	28	26	21	26	26
学	高学年	7	3	2	10	10
校	確保の方策					
	②利用者数	40	40	40	40	40
	実施か所数	1	1	1	1	1
	差し引き ②一①	5	11	17	4	4
内	①量の見込み	11				
浦小	低学年	9				
学	高学年	2				
校	確保の方策					
	②利用者数	40				
	実施か所数	1				
	差し引き ②一①	29				
西	①量の見込み	9				
浦小	低学年	9				
学	高学年	0				
校	確保の方策					
	②利用者数	40				
	実施か所数	1				
	差し引き ②一①	31				
<b>長</b>	①量の見込み		17	15	17	16
拼	低学年		16	13	14	13
小	高学年		1	2	3	3
学 校	確保の方策					
	②利用者数		40	40	40	40
	実施か所数		1	1	1	1
	差し引き ②一①		23	25	23	24
戸田	①量の見込み	10	7	5	6	6
田 小 学	低学年	10	6	5	5	5
	高学年	0	1	0	1	1
校	確保の方策	令和2年度までは児童				
	②利用者数	預かり実施	40	40	40	40
	実施か所数	令和3年度から放課後	1	1	1	1
	差し引き ②一①	児童クラブ新設	33	35	34	34

# 2 延長保育事業(保育所等)

保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外に保育所等にて 保育を実施する事業です。

### 【量の見込み】

保育利用者を対象に、平成 28 年度 (2016) から平成 30 年度 (2018) の平均値を参 考に、保育利用者の見込みに一定割合を乗じて算出しました。

### 【確保の方策】

今後、保護者の働き方の多様化や女性の社会進出等により、一時的に利用者数の増加が想定されます。

なお、一部地域で定員を超える受け入れが想定されますが、実際に利用する園の受け入れ態勢に応じて柔軟に対応することで、受け入れが可能と考えられます。

### ■量の見込みと確保の方策(市全域)

単位:人

年度	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)
①量の見込み	1, 174	1, 159	1, 145	1, 129	1, 127
②確保の方策	1, 223	1, 223	1, 223	1, 223	1, 223
差し引き ②一①	49	64	78	94	96

■量の見込みと確保の方策(教育・保育提供区域別)

単位:人

	■重の先色のと確体の方象(教育)体育促供色域が)						
区域区分	年度	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和 4 年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	
西	①量の見込み	244	232	217	210	172	
部地	②確保の方策	399	399	399	399	399	
域	差し引き ②一①	155	167	182	189	227	
中央	①量の見込み	101	95	93	93	79	
西	②確保の方策	157	157	157	157	157	
地 域	差し引き ②一①	56	62	64	64	78	
t 由	①量の見込み	151	153	156	156	127	
央地	②確保の方策	129	129	129	129	129	
域	差し引き ②一①	△ 22	△ 24	△ 27	△ 27	2	
東郊	①量の見込み	436	431	435	428	355	
部地	②確保の方策	245	245	245	245	245	
域	差し引き ②一①	△ 191	△ 186	△ 190	△ 183	△ 110	
中央	①量の見込み	212	221	218	218	178	
南	②確保の方策	266	266	266	266	266	
地 域	差し引き ②一①	54	45	48	48	88	
南如	①量の見込み	30	27	26	24	20	
部地	②確保の方策	27	27	27	27	27	
域	差し引き ②一①	Δ 3	0	1	3	7	

# 3 一時預かり事業

# (1) 幼稚園在園児対象型預かり保育

通常の教育時間の前後や、土曜・日曜・長期休暇期間中に幼稚園、認定こども園が 行う事業です。

## 【量の見込み】

平成 28 年度 (2016) ~平成 30 年度 (2018) の幼児教育利用者数に占める預かり保育の利用率の平均値を基に、計画期間各年度の幼児教育利用者数に乗じて算出しました。

## 【確保の方策】

今後の3~5歳の人口の減少、近年の幼児教育の利用動向により、既存の体制により対応するものとします。

### ■量の見込みと確保の方策(市全域)

単位:人日

年度	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和 4 年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)
①量の見込み	39, 775	37, 632	35, 637	33, 535	32, 198
②確保の方策	142, 050	142, 050	142, 050	142, 050	142, 050
差し引き ②一①	102, 275	104, 418	106, 413	108, 515	109, 852

### ■量の見込みと確保の方策(教育・保育提供区域別)

区域区分	年度	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和 4 年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)
西	①量の見込み	8, 999	8, 044	7, 004	6, 368	6, 113
部地	②確保の方策	34, 581	34, 581	34, 581	34, 581	34, 581
域	差し引き ②一①	25, 582	26, 537	27, 577	28, 213	28, 468
中央	①量の見込み	3, 269	2, 844	2, 653	2, 568	2, 441
西	②確保の方策	37, 421	37, 421	37, 421	37, 421	37, 421
地 域	差し引き ②一①	34, 152	34, 577	34, 768	34, 853	34, 980
中中	①量の見込み	4, 988	4, 924	4, 903	4, 712	4, 542
_ 	②確保の方策	14, 760	14, 760	14, 760	14, 760	14, 760
域	差し引き ②一①	9, 772	9, 836	9, 857	10, 048	10, 218
東郊	①量の見込み	14, 327	13, 563	13, 287	12, 480	11, 992
部地	②確保の方策	39, 466	39, 466	39, 466	39, 466	39, 466
域	差し引き ②一①	25, 139	25, 903	26, 179	26, 986	27, 474

区域区分	年度	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和 4 年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)
中央	①量の見込み	7, 131	7, 344	6, 983	6, 707	6, 452
南	②確保の方策	8, 087	8, 087	8, 087	8, 087	8, 087
地 域	差し引き ②一①	956	743	1, 104	1, 380	1, 635
南郊	①量の見込み	1, 061	913	807	700	658
部地	②確保の方策	7, 735	7, 735	7, 735	7, 735	7, 735
域	差し引き ②一①	6, 674	6, 822	6, 928	7, 035	7, 077

## (2) 幼稚園在園児以外の預かり保育

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、保育所、 認定こども園、子育て支援センター、その他の場所において、一時的に保育を行う事業です。

## 【量の見込み】

平成 28 年度 (2016) ~平成 30 年度 (2018) の未就学児に占める預かり保育の利用 率の平均値を基に、計画期間各年度の未就学児童数に乗じて算出しました。

# 【確保の方策】

現在の利用状況、今後の児童数の減少傾向により、既存の保育施設の体制を維持し、対応するものとします。

また、ファミリー・サポート・センター事業やトワイライトステイ事業の活用を図ります。

# ■量の見込みと確保の方策(市全域)

年度	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和 4 年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)
①量の見込み	4, 628	4, 502	4, 387	4, 266	4, 194
②確保の方策	27, 493	27, 493	27, 493	27, 493	27, 493
ファミサポ事業 (就学前児童)	1, 290	1, 290	1, 290	1, 290	1, 290
トワイライトステイ事業	171	171	171	171	171
一時預かり事業 (在園児外)	26, 032	26, 032	26, 032	26, 032	26, 032
差し引き ②一①	22, 865	22, 991	23, 106	23, 227	23, 299

■量の見込みと確保の方策(教育・保育提供区域別)

	■重の見込みと催保の万策(教	以月 下 休月1年1	共区以別/			単位:人日
区域区分	年度	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)
西	①量の見込み	948	892	829	791	777
部地	②確保の方策	6, 331	6, 331	6, 331	6, 331	6, 331
域	ファミサポ事業	0	0	0	0	0
	(就学前児童)	0	0	0	0	0
	トワイライトステイ事業	0	0	0	0	0
	一時預かり事業 (在園児外)	6, 331	6, 331	6, 331	6, 331	6, 331
	差し引き ②一①	5, 383	5, 439	5, 502	5, 540	5, 554
中	①量の見込み	407	380	370	364	357
央西	②確保の方策	2, 449	2, 449	2, 449	2, 449	2, 449
地域	ファミサポ事業 (就学前児童)	0	0	0	0	0
	トワイライトステイ事業	0	0	0	0	0
	一時預かり事業 (在園児外)	2, 449	2, 449	2, 449	2, 449	2, 449
	差し引き ②一①	2, 042	2, 069	2, 079	2, 085	2, 092
中	①量の見込み	593	591	590	581	572
央地	②確保の方策	6, 998	6, 998	6, 998	6, 998	6, 998
域	ファミサポ事業 (就学前児童)	1, 290	1, 290	1, 290	1, 290	1, 290
	トワイライトステイ事業	171	171	171	171	171
	一時預かり事業 (在園児外)	5, 537	5, 537	5, 537	5, 537	5, 537
	差し引き ②一①	6, 405	6, 407	6, 408	6, 417	6, 426
東部	①量の見込み	1, 731	1, 686	1, 672	1, 625	1, 596
地	②確保の方策	6, 265	6, 265	6, 265	6, 265	6, 265
域	ファミサポ事業 (就学前児童)	0	0	0	0	0
	トワイライトステイ事業	0	0	0	0	0
	一時預かり事業 (在園児外)	6, 265	6, 265	6, 265	6, 265	6, 265
	差し引き ②一①	4, 534	4, 579	4, 593	4, 640	4, 669
中中	①量の見込み	832	847	826	811	800
央南	②確保の方策	4, 595	4, 595	4, 595	4, 595	4, 595
地域	ファミサポ事業 (就学前児童)	0	0	0	0	0
	トワイライトステイ事業	0	0	0	0	0
	一時預かり事業 (在園児外)	4, 595	4, 595	4, 595	4, 595	4, 595
	差し引き ②一①	3, 763	3, 748	3, 769	3, 784	3, 795
	①量の見込み	117	106	100	94	92

区域区分	年度	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和 4 年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)
南郊	②確保の方策	855	855	855	855	855
部地域	ファミサポ事業 (就学前児童)	0	0	0	0	0
坝	トワイライトステイ事業	0	0	0	0	0
	一時預かり事業 (在園児外)	855	855	855	855	855
	差し引き ②一①	738	749	755	761	763

# 4 地域子育て支援拠点事業

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、 情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。

### 【量の見込み】

平成28年度(2016)~平成30年度(2018)の0~2歳児に占める地域子育て支援 事業(延べ人数)の利用率の平均値を基に、計画期間各年度の0~2歳児の児童数に 乗じて算出しました。

### 【確保の方策】

これまでどおり、市内 10 か所の施設で、イベントや育児相談等に対応します。 また、施設だけではなく、移動式ふれあいプラザとして「子育てサポートキャラバン ぴよぴよ」にて、職員が地区センター、公園等に出向くなど、多様な事業の実施に努めます。

### ■量の見込みと確保の方策(市全域)

単位:人回

年度	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和 4 年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)
①量の見込み	80, 246	78, 736	77, 424	76, 211	75, 098
②確保の方策	80, 246	78, 736	77, 424	76, 211	75, 098
差し引き ②一①	0	0	0	0	0

# ■量の見込みと確保の方策(教育・保育提供区域別)

単位:人回

区域区分	年度	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和 4 年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)
西	①量の見込み	14, 530	14, 249	13, 996	13, 764	13, 543
部地	②確保の方策	14, 530	14, 249	13, 996	13, 764	13, 543
域	差し引き ②一①	0	0	0	0	0
中央	①量の見込み	7, 595	7, 442	7, 316	7, 188	7, 077
西	②確保の方策	7, 595	7, 442	7, 316	7, 188	7, 077
地 域	差し引き ②一①	0	0	0	0	0
t 由	①量の見込み	10, 517	10, 349	10, 198	10, 068	9, 928
央地	②確保の方策	10, 517	10, 349	10, 198	10, 068	9, 928
域	差し引き ②一①	0	0	0	0	0
東郊	①量の見込み	31, 271	30, 689	30, 184	29, 694	29, 250
部地	②確保の方策	31, 271	30, 689	30, 184	29, 694	29, 250
域	差し引き ②一①	0	0	0	0	0
中央	①量の見込み	14, 454	14, 198	13, 971	13, 764	13, 569
南	②確保の方策	14, 454	14, 198	13, 971	13, 764	13, 569
地 域	差し引き ②一①	0	0	0	0	0
南郊	①量の見込み	1, 879	1, 809	1, 759	1, 733	1, 731
部地	②確保の方策	1, 879	1, 809	1, 759	1, 733	1, 731
域	差し引き ②一①	0	0	0	0	0

# 5 病児・病後児保育事業

急な病気や病気からの回復期等で、集団保育が困難な子どもを一時的に保育する事業です。

## 【量の見込み】

平成 28 年度 (2016) ~平成 30 年度 (2018) の保育利用者数に占める、病児・病後 児保育の利用率の平均値を基に、計画期間各年度の保育利用者数に乗じて算出しました。

# 【確保の方策】

現在、病児保育2施設、病後児保育2施設が実施されています。

今後は、既存の体制を維持し、必要とする病児・病後児の受け入れを行うものとします。

## ■量の見込みと確保の方策(市全域)

(単位:人日)

	年度	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)
1	量の見込み	709	700	691	682	680
2	確保の方策	7, 008	7, 008	7, 008	7, 008	7, 008
	病児病後児対応型	4, 508	4, 508	4, 508	4, 508	4, 508
	体調不良児対応型	2, 500	2, 500	2, 500	2, 500	2, 500
	非施設型 (訪問型)	0	0	0	0	0
差し引き ②一①		6, 299	6, 308	6, 317	6, 326	6, 328

# 6 子育て短期支援事業(ショートステイ)

保護者が疾病、社会的事由等で、一時的に養育が困難な場合、その児童を乳児院、 児童養護施設等で短期的に預かる事業です。

### 【量の見込み】

平成 28 年度 (2016) ~平成 30 年度 (2018) の未就学児に占めるショートステイの利用者の割合の平均値を基に、計画期間各年度の未就学児童数に乗じて算出しました。

### 【確保の方策】

今後は、既存の体制を維持し、保護者のニーズに対応するものとします。

# ■量の見込みと確保の方策(市全域)

単位:人日

年度	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和 4 年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)
①量の見込み	26	25	25	24	24
②確保の方策	224	224	224	224	224
差し引き ②一①	198	199	199	200	200

# 7 利用者支援事業

# (1)基本型

子ども及びその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域子育て支援拠点施設等の情報提供及び必要に応じ相談・助言を行うとともに、幼稚園、保育所、認定こども園など連絡調整等を行う事業です。

### 【量の見込み、確保の方策】

現在の子育て支援課の窓口において実施しています。

今後もこの体制を維持し、事業利用の相談・助言を行います。

■量の見込みと確保の方策(市全域)

単位:か所

年度	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)
①量の見込み	2	2	2	2	2
②確保の方策	2	2	2	2	2
差し引き ②一①	0	0	0	0	0

## (2)母子健康型

母子保健コーディネーターが、関係機関との連携・情報の共有を図り、妊娠期から 子育て期にわたる総合相談や支援をワンストップで行うとともに、すべての妊産婦の 状況を継続的に把握し、必要に応じ支援プランを作成する事業です。

#### 【量の見込み、確保の方策】

健康づくり課に、通称「マミーズほっとステーションぬまづ」として窓口を開設しており、今後もこの体制を維持していきます。

## ■量の見込みと確保の方策(市全域)

単位:か所

年度	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和 4 年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)
①量の見込み	1	1	1	1	1
②確保の方策	1	1	1	1	1
差し引き ②一①	0	0	0	0	0

# 8 ファミリー・サポート・センター事業(就学児)

子育で中の保護者を会員として、子どもの預かり等の援助を受けることを希望する 子育で中の保護者と、支援を行いたい者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う 事業です。なお、本項目においては就学児を対象とした事業のみ、数値目標を設定し ます。

#### 【量の見込み】

平成28年度(2016)~平成30年度(2018)の小学生(低学年、高学年別)に占めるファミリー・サポート・センター事業利用者の割合の平均値を基に、計画期間各年度の小学生低学年、高学年の児童数に乗じて算出しました。

#### 【確保の方策】

現在の体制で受け入れが可能と考えられるため、必要な人材の確保・育成に努めます。

■量の見込みと確保の方策(市全域)

		17 (11 — 20)				1 1 7 1 1
年度		令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和 4 年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)
1	量の見込み	1, 142	1, 106	1, 058	1, 034	999
	低学年	951	925	883	866	836
	高学年	191	181	175	168	163
確	保の方策②	1, 350	1, 350	1, 350	1, 350	1, 350
差	:し引き ②一①	208	244	292	316	351

# 9 乳児家庭全戸訪問事業

母子の心身の状況や養育環境等の把握及び助言を行い、子育て支援に関する情報提供等を行うことにより、乳児家庭が地域社会から孤立することを防ぎ、乳児の健全な育成環境の確保を図る事業です。

生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を対象としています。

#### 【量の見込み】

平成 28 年度 (2016) ~平成 30 年度 (2018) の O 歳児に占める乳幼児家庭全戸訪問事業の訪問者数の割合の平均値を基に、計画期間各年度の O 歳児の児童数に乗じて算出しました。

#### 【確保の方策】

現在、健康づくり課において事業を実施しており、今後も保健師・助産師による訪問対応を継続していきます。

#### ■量の見込みと確保の方策(市全域)

単位:人

年度	令和2年度	令和3年度	令和 4 年度	令和5年度	令和6年度
	(2020)	(2021)	(2022)	(2023)	(2024)
量の見込み	1, 016	998	987	968	955

# 10 養育支援訪問事業

家庭における安定した養育が実施できるよう、養育支援が必要な家庭に対し、訪問による具体的な育児に関する支援を行い、育児上の諸問題の解決・軽減を図る事業です。

#### 【量の見込み】

平成 28 年度 (2016) ~平成 30 年度 (2018) の未就学児に占める養育支援訪問事業 の利用率の平均値を基に、計画期間各年度の未就学児童数に乗じて算出しました。

#### 【確保の方策】

健康づくり課、こども家庭課が連携し、保健師、保育士、相談員の訪問により対応 に努めます。

# ■量の見込みと確保の方策(市全域)

単位:人

年度	令和2年度	令和3年度	令和 4 年度	令和5年度	令和6年度
	(2020)	(2021)	(2022)	(2023)	(2024)
量の見込み	474	461	449	437	429

# 11 妊婦健康診査

安全な出産と健康な児の出産のため、市が委託した医療機関及び助産所において、 妊婦が実施した健康診査について、費用の一部を公費負担する事業です。

基本健診 14 回、超音波検査4回及び血液検査等3回を上限として助成します。

#### 【量の見込み】

平成28年度(2016)~平成30年度(2018)のO歳児に占める地域子育て支援事業(延べ人数)の利用率の平均値を基に、計画期間各年度のO歳児の児童数に乗じて算出しました。

#### 【確保の方策】

現在、健康づくり課において事業を実施しており、今後も受診勧奨を行い、受診率 の向上に努めます。

#### ■量の見込みと確保の方策(市全域)

単位:人回

年度	令和2年度	令和3年度	令和 4 年度	令和5年度	令和6年度
	(2020)	(2021)	(2022)	(2023)	(2024)
量の見込み	12, 401	12, 175	12, 044	11, 817	11, 651

# 12 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業

要保護児童対策地域協議会(子どもを守る地域ネットワーク)の要保護児童対策調整機関の職員や地域ネットワークを構成する関係機関等の専門性強化及び地域ネットワーク構成員の連携強化を図ります。

# 13 実費徴収に係る補足給付を行う事業

保護者の世帯所得の状況を勘案して、保護者が支払うべき副食費、日用品・文房具その他必要な物品の購入費用、または行事への参加費用等を助成する事業です。今後も国の動向や「子ども・子育て会議」を踏まえ実施していきます。

# 14 多様な事業者の参入促進・能力活用事業

特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究や、その他の多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置または運営を促進する事業で、 今後も国の動向や「子ども・子育て会議」を踏まえ実施していきます。

# 第5節 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の充実に向けて

## 1 教育・保育の一体的提供及び推進体制の確保

## (1) 認定こども園の普及について

幼児教育・保育の両方の機能を持つ認定こども園について、保育の待機児童の発生を防ぐとともに、身近な地域での保育利用が可能となるよう、既存の幼稚園、保育所から認定こども園への移行支援に努めます。

また、保護者に各園の特徴・性格を分かりやすく伝えられるよう、広報・PR手段を検討します。

(2)教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の役割、提供の必要性等に係る基本的な考え方について

保護者のニーズや子どもの状況に応じた教育・保育事業、地域子育て支援事業を適切 に行うことで、妊娠・出産から学童期まで切れ目のない子育て支援を行います。

なお、個々の実施・利用状況について、市が状況を把握し、適切な利用促進やサービス の質の向上に努めます。

各事業の実施・提供に当たっては、年齢に応じた子どもの育成を支援するとともに、 保護者の心身の負担軽減等を図るものとします。

#### (3) 地域型保育事業と教育・保育施設との連携促進

地域型保育事業は、2歳児以下を対象にした事業であり、乳幼児期に小人数での保育を行います。満3歳児になったときは各園において連携施設を設けて保育を継続するとともに、3歳以上の児童が幼稚園、保育所、認定こども園に円滑に接続できるよう、施設・事業者間の連携の充実に努めます。

#### (4) 幼・保・小の連携充実

幼稚園・保育所・認定こども園と小学校の連携のため、「幼保小連携協議会」を開催 し、相互理解の促進、連携の充実を図ります。

また、幼・保・小の円滑な接続を推進するため、接続期カリキュラムの策定に向けて、 研究を進めます。

# 2 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保について

令和元年(2019) 10 月から始まった「教育・保育の無償化」に伴う「子育てのための施設等利用給付」の給付申請については、保護者の経済的負担の軽減や利便性、過誤請求・支払いの防止等や事業者の運営等に配慮し、公平かつ適正な給付に努めます。なお、給付回数は年4回を目安とし、運営事業者の経営・運営に配慮しながら償還払いにより実施するものとします。

また、特定子ども・子育て支援施設の確認や公示、指導監督等の法に基づく事務の執行や権限の行使について県との連携を図ります。さらに、施設や運営者等の連携に必要な情報提供を行うとともに、立ち入り調査や是正指導等が必要となった場合には県に協力を要請し、適切な対応を行います。

# 第6章 計画の推進体制

# 1 子育てを市や地域全体で支える視点と役割

基本理念の実現には、家庭、地域、事業所、教育・保育機関、行政など相互に連携・協働しながら子育て支援に取り組む必要があります。

#### 基本1 家庭の役割

- 〇保護者が子育てについての第一義的な責任を有し、家庭が教育の原点となり、出発点 となります。
- 〇子どもにとって、日常的な安心と学び、経験の場となり、成長の基礎を築く場となり ます。
- 〇地域の一員として、さらには地域の将来を担う人材として、世代を問わず家族ぐるみで地域の人々とつながりを持ちます。

#### 基本2 地域の役割

- 〇地域住民は、子どもや子育て家庭を理解し、寛容さを持ち、可能な範囲で子育て家庭 の支援や見守りに参加します。
- 〇地域で虐待を受けている子どもや貧困の可能性がある家庭を把握し、市や関係機関に 報告します。
- OPTA活動や保護者会活動をはじめ、地域における様々な活動主体が連携し、コミュニティの中で子どもを育みます。
- ONPO法人やボランティア団体は、自治会・町内会や関係機関等と連携・協力しながら、きめ細やかなニーズに対応した支援を行います。

### 基本3 事業所(企業・店舗など)の役割

- 〇事業所は、従業員が結婚、出産に意欲を持てるよう、また、働きながら出産・子育てし やすい環境をつくるように努めます。
- 〇母親の出産・育児休暇のみならず、父親も含めた育児休暇をとりやすくなるような仕 組みづくり、事業所内保育施設の導入について検討していきます。
- 〇産休・育休後に元の職場に安心して復帰できるような体制がとれるようにします。
- 〇子どもの病気や学校行事などに参加しやすい環境をつくるよう、有給休暇等を使って 柔軟に対応します。
- 〇店舗などでは、段差の解消、ベビーカーなどが利用しやすい通路、授乳やオムツ替え の場所などの整備を行うよう努めます。

#### 基本4 保育・教育機関の役割

〇保育・教育機関は、大切な子どもを預かり、親に変わって保育や教育を行うという視点で、子育でに取り組みます。

特に未就学児は、発達段階にあり、集団生活になじむよう指導を行うとともに、保育 所、幼稚園のそれぞれが持つ特性に併せて、保育・教育に取り組みます。

なお、園と保護者の連絡体制をとり、子育てを園だけにさせないよう家庭との連携を 持って子育てを行えるよう指導を行います。

- 〇就学児については、学習指導要領に基づいて、子どもの生きる力が学べるように指導を行います。地域での格差がなくなるよう、教師の指導並びに子どもたちの学力の確認を行っていきます。また、道徳教育にも力を入れ、人の心の痛みがわかる子を育てていき、いじめや差別などがなくなるように配慮していきます。
- 〇乳幼児から、就学児を含め、園や学校などで子どもが虐待されていないか注視し、児 童虐待の恐れがある場合は、速やかに関係機関を通じて子どもの保護に努めます。

# 基本5 行政の役割

- ○行政は、各種子育て支援サービスや制度・手当等の対応のほか、その他様々な分野に おいて、地域で安心して結婚、出産、子育てができるよう各種支援サービスの充実を 図ります。また、保育・教育機関等とも連携を図っていきます。
- 〇子どもが順調に育っていくよう、健診などを通じて食育や歯の健康づくり等指導を行います。万が一、障害が疑われる場合については、早期に対応できるよう、発達支援等に対するアドバイスを行っていきます。
- 〇子育てに悩む母親に対し安心して生活できるよう、相談体制の充実を図るとともに、 健診や訪問などを通じて、情報提供を行うとともに、心身の負担軽減に向けた支援を 継続的に行っていきます。
- 〇切れ目のない子育で支援ができるよう、健康と福祉、保育と教育など、行政内での連絡体制、連携強化を図っていきます。

# 2 計画の進捗状況の評価

本計画を実効性のあるものとして推進するためには、計画に基づく施策の進捗状況とともに、計画全体の成果を検証することが重要です。

このため、「子ども・子育て会議」や庁内組織において、その進捗状況を確認・評価していきます。

また、施策の実施にあたっては、柔軟で総合的な取り組みが必要であることから、検証した結果に基づき、必要に応じ改善を図るため、各年度、施策の見直しを行い、計画を修正していきます。特に、計画の中間年度である令和4年度(2022)には、「中間評価」を行い、子ども・子育て支援事業計画の量の見込みと確保の方策について、評価・見直しを行います。

# 資料編

# 用語解説

あ行

## う歯

むし歯のこと。

か 行

#### 核家族化

夫婦とその未婚の子どもで構成される家族のこと。ただし夫婦のみの世帯や一人親も含まれる。都市化や高度経済成長とともに、3世代同居などの大家族世帯が減少し、核家族化が進行したと言われる。

#### 虐待対応専門員

子ども家庭総合支援拠点に配置される専門職の一種。主な業務は①虐待相談②虐待が認められる家庭等への支援③関係機関との連携及び調整。

## 合計特殊出生率

「15~49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもの」で、2つの種類があり、一人の女性がその年齢別出生率で一生の間に生むとしたときの子どもの数に相当する。コーホートにおける合計特殊出生率は、ある世代の出生状況に着目したもので、同一世代生まれ(コーホート)の女性の各年齢(15~49歳)の出生率を過去から積み上げたもの。

「その世代の出生率」である。

## 子育て応援モバイルサイト「ぬまづ子育て応援団」

沼津市の予防接種や子育でに関する情報を提供するサービス。スマートフォン、携帯電話、パソコンから登録可能。

## こどもかけこみ 110番の家

児童生徒をいたずらや通り魔などの犯罪から守るため、いざというときにすぐに助けを求められる場所として、通学路や遊び場に面した家や店舗など、市内に 2,332 か所 (令和 2年 (2019) 9月現在)設置しているもの。該当の家や店舗などは、目印となるプレートを表示している。

#### 子ども家庭支援員

子ども家庭総合支援拠点に配置される専門職の一種。主な業務は①実情の把握②相談対応③総合調整④調査、支援及び指導⑤他関係機関等との連携。

#### 子ども家庭総合支援拠点

平成28年度(2016)に改正された児童福祉法に基づき、市区町村が地域のリソースや必要なサービスと有機的につないでいくソーシャルワークを中心とした機能を担う拠点として、設置するよう努められている機能。業務は、①子ども家庭支援全般に係る業務②要支援児童及び要保護児童等並びに特定妊婦等への支援業務③関係機関との連絡調整④その他必要支援とされている。

#### 婚活

合コンやお見合いパーティーへの参加、結婚相談所や情報サービス会社への登録など、 結婚相手を見つけるための積極的な活動をいう。就職活動を表す「就活」をもじった造語。

さ行

### 次世代育成支援対策推進法

平成 15 年 (2003) 7月に公布された法律で、各地方公共団体においては、「地域における子育で支援の充実」等を図るための地域行動計画の策定を、常時雇用する労働者が 301人以上の企業においては「企業における働き方の見直し」等を推進するための一般事業主行動計画の策定を義務づけている。また、平成 20 年 12 月の改正により、行動計画の公表及び周知の義務化が進められた。尚、当初 10 年 (平成 27 年 3 月までの時限立法であったが、10 年延長し、令和 3 年 (2021) 3 月まで延長されている。

#### 児童委員

児童福祉法に基づき、市町村に置かれる民間の奉仕者。児童委員は、県知事の指揮監督を受け、市町村の担当区域において児童及び妊産婦の生活及び環境の状況を把握し、その保護、保健その他福祉に関し、必要な情報の提供その他の援助及び指導を行う。民生委員がこれに充てられる。

#### 少子化

出生率の低下に伴い、総人口に占める子供の数が少なくなること。統計的には、合計特殊出生率(女性が一生の間に産む子供の数)が人口置換水準(長期的に人口が増減しない水準)に達しない状態が続くこと。日本では昭和48年(1973)の第2次ベビーブームを最後のピークとして出生率が低下しはじめ、昭和50年(1975)以降、人口の安定に必要な水準を下回った状態にある。

#### 情報リテラシー

コンピュータなどの情報機器やネットワークを使いこなす能力のこと。

#### スクールカウンセラー

教育機関において心理相談業務に従事する心理職専門家の職業名、および当該の任に就 く者のこと。学校において、不登校や問題行動などに対応するため、相談業務や心理専門 の仕事を行う。

## スクールソーシャルワーカー

福祉に関して専門的な知識・技術を有するとともに、過去に教育や福祉の分野において、活動経験の実績等がある者のこと(社会福祉士、精神保健福祉士等)。学校において、児童生徒の福祉に関する支援を行う。

#### た行

#### 待機児童

保育の必要性の認定(2号又は3号)がされ、特定教育・保育施設等の利用の申込がされているが、利用していない児童。ただし、他に利用可能な特定教育・保育施設等があるにも関わらず、特定の保育所等を希望し、保護者の私的理由により待機している場合は除く。

#### 男女共同参画社会

「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会」(男女共同参画社会基本法第2条)

### 地域子育て支援拠点事業(地域子育て支援センター)

地域の子育て家庭への遊び場の提供や育児不安を解消するための育児相談、子育てサークルなどの育成・支援を実施する事業。

#### 特別支援教育

これまでの特殊教育の対象の障害だけでなく、その対象でなかったLD(学習障害)、ADHD(注意欠陥・多動性障害)、高機能自閉症も含めて障害のある児童生徒に対して、その一人一人の教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善・克服するために、適切な教育や指導を通じて必要な支援をするもの。自信を持って社会の中で生きていくために、出来るだけの手助けをしていく教育のこと。

#### DV(ドメスティックバイオレンス)

一般的には「配偶者や恋人など親密な関係にある、又はあった者から振るわれる暴力」という意味で使用される。人によっては、親子間の暴力などまで含めた意味で使っている場合もある。このため、内閣府では、「DV」という言葉は正式には使わず、「配偶者からの暴力」という言葉を使っている。

な行

## 乳児院

様々な事情で、家庭で養育を受けることができない概ね2歳までの子どもたちが、児童 相談所の措置により生活している施設。

### 乳幼児健康診査

乳幼児の発達段階に応じ、身体の発育状況の観察や疾病の発見、さらには運動機能や視聴覚等の障害、精神発達遅滞などをできるだけ早期に発見し、早期の療育につなげるため 実施する健康診査。本市では、4か月・10か月・1歳6か月・3歳の各時期に実施している。

#### 認可保育所

児童福祉法に基づいて設置された児童福祉施設。保育室の面積、保育士等の職員数、給食設備、防災管理、衛生管理など国が定めた設置基準を満たし、都道府県知事に認可された保育所。保護者が仕事や病気などの理由で小学校就学前の子どもを保育できない場合に、子どもを預かって保育する。児童福祉法上の保育所に該当しない保育施設を、認可外保育施設、無認可保育所と呼び区別される。

#### 沼津市総合計画

市政全般にわたる行政分野を包括する、沼津市のまちづくりの総合的な計画。市民と行政の共通の目標となる沼津市の将来像と、それを実現するための考え方や取り組みを示したまちづくりの指針となるもの。

#### 沼津市地域福祉計画

市民と行政とが協働して「生涯いきいき暮らせるまち沼津」を推進するための共通の行動指針となる計画。

は行

#### 発達障害

自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥・多動性障害、その他これに類する脳機能障害であって、その症状が通常、低年齢において発現するもの。

#### バリアフリー

高齢者や身体に障害のある人が、社会生活を送る上で障壁となるものを取り除こうという考え方。

## フッ素・ (フッ化物)

フッ素化合物の総称。フッ素には歯垢 (プラーク) の細菌の活動を抑えること、溶けた エナメル質の修復、歯質を強化するなど、むし歯の発生を防ぐ効果があり、予防に有効な 成分として注目されている。

#### 放課後子ども教室

放課後等の安全・安心な居場所づくりのため、学校の余裕教室などを活用し、地域の方々の協力を得て、全ての児童を対象に勉強やスポーツ・文化活動、地域住民との交流などを行っている事業。

#### 放課後児童クラブ

保護者が就労や病気などの理由により、放課後家にいない家庭の児童の健全育成を図るために、放課後の一定時間預かる施設。沼津市が設置し、地域に設置された運営委員会により運営されている。

ま行

#### 民生委員

民生委員法に基づき、市町村に置かれる民間の奉仕者。社会奉仕の精神をもって、常に住民の立場に立って相談に応じ、及び必要な援助を行い、もって社会福祉の増進に努めるものとする。(民生委員法第1条)。なお、民生委員は児童福祉法の「児童委員」を兼ねる。

や行

#### 余裕教室

児童・生徒の減少に伴い、「将来とも恒久的に余裕となると見込まれる普通教室」。

### ユニバーサルデザイン

文化・言語・国籍の違い、老若男女といった差異、障害・能力の如何を問わずに利用することができる施設・製品・情報の設計(デザイン)をいう。

ら行

## 罹患率

特定の期間内に集団に新たに生じた疾病の症例数を割合として示すもの。発生率。

わ行

## ワーク・ライフ・バランス

「仕事と生活の調和」と訳され、「国民一人ひとりがやりがいや充実感を持ちながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる」ことを指す。

# 沼津市子ども・子育て支援事業計画

令和2年3月 初版発行 令和5年3月 改版発行

発行: 沼津市

編集:沼津市 市民福祉部 子育て支援課

〒410-8601 沼津市御幸町 16番 1号

Tel: 055-934-4842 Fax: 055-934-0345

E-mail: kosodate@city.numazu.lg.jp